

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和3年12月6日(月) 10:00~13:32

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (24名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原由和 飯坂一也 加藤清
阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 高橋政一

【出席者】

小沢市長 及川副市長 新田副市長 千葉総務企画部長
佐藤健康子ども部長 千田財務部長 浦川協働まちづくり部長 佐賀商工観光部長
菊地農林部長 高橋福祉部長 朝日田医療局経営管理部長 千葉教育部長
菅野健康増進課長 千田健康増進課主幹 千葉健康増進課保健師長
二階堂政策企画課長 羽藤財政課長 佐藤学校教育課長
昆野子ども家庭課長 千葉子ども家庭課課長補佐
松戸総務課長 折笠総務課課長補佐 佐藤総務課課長補佐
千葉財産運用課長 佐々木生涯学習スポーツ課長 壽生涯学習スポーツ課課長補佐
高橋福祉課長 阿部福祉課課長補佐
瀬川議会事務局 高橋議会事務局次長 千田議会事務局副主幹

~~~~~  
【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

令和3年度奥州市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施について

岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について

普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

奥州市成年後見制度利用促進基本計画について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

~~~~~  
【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶

(小野寺議長) おはようございます。夕べは奥州市の消防団の幹部以上の忘年会がありまして、忘年会ということをおぼろげに覚えておりましたが、縁遠くなっておりましてけれども、久々の忘年会でございました。コロナも収束して、こういったような日常が戻ってくることを祈るばかりでございます。また、今朝は本当に放射冷却現象で本当に、一面真っ白の霜で、寒

いところよく皆さんも起きてこられました。ご苦労さまでございます。それでは市長からご挨拶をいただきます。

(小沢市長) 改めて皆さんおはようございます。今日は第二十四節句でいうと、大雪になるのか今日はそういうふうな、雪がいっぱい降りますよというような季節の暦だそうでございますけれども、いずれ議長からお話ありましたが、議員では副団長なさっている満議員もいた消防団の副団長以上の、忘年会及び前団長の小原勝喜団長の送別会ということで参加をしました。団員の方から言われたのは1年半ぶりだったかなっていうことも含めて、それから懸念の声がやっぱり、縦横の繋がりをするにおいても、やっぱ集まっている話ず方にしなきゃなんないけどもその先に、その席にやはり、酒席も含めてあるとより深い繋がりが醸し出されるのではないかというようなお話をいただいて、なるほどと思ったところでありますが、やはり消防団においては、縦横の繋がりをしっかり持って、市民の安全安心をつかさどっていただくということからすると、やはりコロナってのが、悪い影響にならなければいいなというふうに改めて思いながら、出席したところであります。さて本日は、説明事項が1番から5番までの5項目であります。先週金曜日に、当初提案の議決、審議においては原案どおりご議決をいただき、心から感謝申し上げます。追加の議案として2番3番4番が追加でご提出、この議会にご提出させていただく議案の説明ということになります。本会議場での質問ということはもちろんそのとおりでございますが、事前にいろいろ確認されたい事項など多々あると思いますので、いろいろとお話をお聞かせいただければというふうに思います。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

(小野寺議長) 欠席議員は17番高橋政一議員であります。

3 協議

(1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

(小野寺議長) それでは早速協議に入ります。説明事項 新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてということで若干説明させていただきますが、全国的にオミクロン株の関係で感染拡大がもしかすると予想されるということで、3回目のワクチン接種について、8か月以降というものは、国の政府の方針によって6か月に前倒しするという報道がされております。まだ正式な部分については、自治体には来ておりませんが、いずれそういう方針になるということで、奥州市でも6か月で対応できるように今、準備を進めておりますが、奥州医師会と、あとワクチンの本当に来るのかどうかというところが、今、キーワードとなっているような状況であります。いずれ6か月、前倒しできるような準備を進めて参りたいと考えております。あと対応状況については、健康増進課長から説明いたします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 健康増進課の菅野でございます。私から、新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

1、報告であります。(1)の対策本部会議等の開催状況であります。11月29日に第36回の対策本部会議を開催しております。

(2)岩手県内の検査数、行政検査の状況でございます。最初に、検査数につきましては11月25日から30日までの件数で、県が公式に発表した数値となっております。1日当たりの検査数はご覧のとおり、100件から200件程度というふうになってございます。陽性患者の状況でございます。県全体では、10月11日以降、奥州保健所管内では、9月19日以降、連続で新規の感染者が確認されておりませんでした。11月14日に、県外在住者の方で、奥州保健所管内の医療機関での検査結果で陽性が確認されました。感染の拡大が心配されましたが、濃厚接触者接触者の検査が行われ、その後、陽性者は確認されず、感染の拡大には至りませんでした。県内

の累計患者数は3,487人、うち奥州保健所管内では322人となっており、前回の全員協議会で報告以降、それぞれ1人増えております。

続いて、(3)ワクチン接種の状況でございます。ご覧の数値は、11月、12月1日時点の数値となります。12歳以上、全体では1回目の接種済みが約89.05%、2回目接種済みが85.52%となっております。12月に入りましてプラザイン水沢の特設会場を一旦終了し、接種会場を医療機関を集約して、接種に対応しております。医療機関での接種は、水沢病院、県立江刺病院を中心に接種を進めております。現在の接種予約者は、中学生、高校生など若い方がほとんどで、平日の医療機関での接種だけでは、予約枠が足りないことから、臨時的な対応といたしまして、12月25日、26日の土日の2日間、プラザイン水沢会場において接種を進めることとしております。なお、12月の予約状況を見ますと、12月末までの2回目の接種済みの割合は約88%を超える見込みとなっております。

2の対策本部会議等の開催内容でございます。(1)の36回対策本部会議では、情報共有として、健康こども部からは、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の接種についてでございます。11月26日開催の市議会全員協議会で報告資料によりまして、3回目の接種にあたっての方針を説明し、情報共有を図りました。なお、3回目接種についての説明につきましては、全員協議会でご報告しておりましたので、本日の説明は割愛させていただきます。生活支援部会、次のページに移りまして経営支援部会の情報共有につきましては、この後、各部会から説明させていただきます。

イの協議についてでございます。2点ございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針についてであります。11月19日、国において基本的対応方針が変更され、これを受けまして、岩手県において、イベント等の開催時に必要な感染防止対策が示されました。

この対応方針の変更に基きまして、市内で開催されるイベントについての方針を、3ページのとおり改正を行いました。対応方針と改正点について要約いたしますと、イベント参加者の数が5,000人以上で、施設の収容率50%を超えるイベントについては、主催者が感染防止安全計画を県に提出することに改正されております。市内で収容定数を定めている最大の施設はZアリーナとなりますが、メインアリーナの観客席が最大で5,000席となっておりますので、安全計画を作成するイベントがあるとすれば、Zアリーナでのイベントが該当になる可能性がございます。また、人数制限を下回り、計画を策定しなくてもよいイベントについては、主催者が感染防止の対応状況についてチェックリストに基づきまして、イベントを開催する必要があります。なお、野外で行われる地域のお祭りや行事イベントについては、収容定数が設定されておられませんので、大声ありの場合は、十分な人と人との間隔を確保し、大声なしであれば、人と人とが触れ合わない程度の間隔を空けて、チェックリストの感染対策を講じて開催することとなります。

次に、の市長メッセージでございます。メッセージの内容は、市民の皆様への感染対策、感染拡大防止に対する感謝を申し上げ、全国的にも新規感染者数が減少し、制限の緩和や経済活動の再開を一層進める必要がありますので、県や市の支援事業を活用し、飲食店や宿泊施設等を応援していただくよう、メッセージを発信してございます。

3、今後のスケジュールについてでございます。国、県の動向や県内及び奥州保健所管内での感染状況を踏まえまして、対策本部会議を開催いたします。

資料の5ページ以降の説明につきましては、生活支援部会、経営支援部会からそれぞれ報告いたします。以上で、対策本部会議事務局の健康増進課からの報告を終わります。

(小野寺議長) 高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) それでは社会生活福祉資金関係それから生活保護の状況についてご説明をいたします。資料の5ページをご覧くださいと思います。

緊急小口資金、総合支援資金等の貸し付けの状況になります。11月30日現在で報告いたします。(1)緊急小口資金ですが、11月の相談件数が11件、貸付件数が11件となっております。(2)総合支援資金ですが、こちらの相談件数が14件、貸付の件数が13件となっております。(3)住

居各行給付金ですが、相談件数が3件、支給件数が3件となっております。暮らし安心応援室の11月の相談件数は29件となっております。

次に、生活保護の状況ですが、11月の相談件数は54件、その内、コロナの影響と考えられる相談が4件、そのうちの申請件数は1件となっております。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 経営支援部会です。施策の進捗状況について政策企画課長より説明いたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは私の方からは6ページ以降の資料に基づきまして経営支援部会の状況説明いたします。

まず、6ページからが商工観光部関係になります。ご覧のとおり従前ご説明しておりました各種交通バス、或いは観光等々の事業の進捗を掲載しております。その中でページ進みまして8ページ一番上の6番、観光関連事業者支援事業でございます。飲食事業者を対象とした事業をご案内のとおり、アマビエールチケット事業を行っておりますが、販売が2月28日まで、それから3月15日までが使用期間というふうに示しております。すでにチケットが完売している店舗も少なくないということで、今議会の補正で、チケットの追加販売等の予算をお認めいただいた状況でございます。ここの増額を行いまして、個人客或いは小さなグループへの飲食店の利用促進、これを進めて参りたいというふうに考えておりますし、同じく今議会の補正ということで話をすれば、宴会施設の利用促進をねらいとした事業も間もなくスタートさせると。議決いただきましたので、間もなくスタートするという予定でございます。

それから農林部関係でございます。こちらについても前回、全協から新しく新設した事業等はありませんが、これに関しても先般の補正予算で、両JAの米のネット販売等々に対する送料の補助を、これを間もなくスタートするという補正を認めていただきましたので、これに基づきまして在庫米の流通促進等を図って参りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことに対して、質問等ありましたらお願いいたします。11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。8ページの支援内容、商工関係ですけども、6番の今説明ありましたアマビエールチケット等について伺いますが、この備考の欄を見ますと、参加店募集が先着250店舗で、11月19日現在で247とほとんど埋まっているかなという状況ですけれども、参加店になるには、どのような条件があるのかお願いいたします。

それから、同じページの8番に、いわゆる飲食店向けの支援がありますけれども、すでに申請が、もうこの事業は349店舗でありますので、店舗が250というのはかなり狭いもんなんじゃないかなと思いますが、その辺の見解をお願いします。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) それでは2点、ご質問いただいたということで、まず一つ目のナンバー6、飲食事業者対象の支援事業になるわけですけども、このアマビエールチケットの対象という部分につきましては、基本的には商工会議所、商工会さんの会員でいらっしゃることで、それと、こちらは安心飲食店支援の方にも絡むわけですけども、そちらの認定を受けた事業所さんというのが、まず大きくは二つ要件で進めていただいているということでございます。

基本的に、議員ご指摘の取扱申込件数、店舗ですけども、当初想定している250店舗にほぼ埋まった状態ということで、実際にはもう今250店舗、合計でなっているという状況になります。ですので、そういう状況も踏まえて、今回、補正の方お願いをして、通していただいたという部分で、今週以降新たに、その新しい対象店舗も含めて、会議所、商工会さんの方には、もっともっと広く普及していただくというようなことも含めて対応いただくこととしているところでございます。

それから、8番の認証店の関係でございます。申請件数、資料の方は11月19日で349店舗という形になっていきますけども、11月末の時点では365店舗まで増えてございます。最終的には、この予算を組む際に、1店舗につき今10万円で、想定申請件数については550件ということで、会議所さん、商工会さんの方をお願いをして今、進めていただいているということでございますので、まだまだ当初の頑張るぞという部分も含めた店舗数までは、200店舗ほど足りないというか、そこまでまだいってないという状況ですので、今後、その認証店の普及とともに、会員拡大等も含めて、関係団体の皆さんには、それらも含めて頑張ってくださいということでお話をさせていただいてございますので、認識といたしますが、これからも、もう少し頑張っていた部分かなというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 会員でないとアマビエールチケットの発売ができないというふうに今、言われましてけれども、交付金を使っての事業でありますから、会員であるなしにかかわらず、私は、飲食店にはこのアマビエールも支援すべきだと思います。

それで、8番にあるように、想定申請件数が550件ということは、当然、飲食店事業所とかお店は、当然まだまだたくさんあるわけですので、それで、8番のこの認証を受けた店が、アマビエールチケット等を発売できるわけですので、商工会の会員でなければいけないところ、私は非常に引がかかるところがあるんですけども、何か会員拡大のために税金を使うのかみたいな、私は感覚になってしまうんですが、会員でなくても使えるようにはならないんでしょうか。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) 今ご指摘いただいた部分につきましては、この制度を進めるに当たって、関係団体の方ともいろいろと協議をさせていただきながら進めてきた経過でございます。その際に、基本的には会員でない部分の周知も含めて、広くやっていただくということで進めてきていただいておりますし、中には今回、そういう形で相談に来ていただいて、新しく会員になられたというような方もいらっしゃるということは聞いてございます。その辺、これは関係団体の方をお願いをしながら進めている部分もございまして、基本的には、今の原則については、補助をさせていただきながら、その辺、柔軟に対応できる分については、関係団体と少し協議をさせていただければというふうに考えてございます。

(小野寺議長) ほかにございませんか。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。2点お伺いをいたします。まず5ページなんですけれども、生活福祉資金の関係ですけれども、緊急小口資金、それから総合支援資金等、数を見ていきますと、やはり市民の皆様の生活はまだ厳しいなという実感を受けております。生活保護世帯の相談件数もそう。あまり下がっていないということを見ますと、これからの支援策になるんですけれども、住民税の非課税世帯に対する臨時特別交付金、12月10日の基準日ということで、これからの支給になるんですけれども、こういう支援策、世帯10万円、非課税の世帯ということになっておりますけれども、こういう事業とにかく早く進めていかなければならないと思いますけども、その点の検討状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、アマビエールの飲食店への支援の件です。補正予算が通りましたので、至急取り組んでいただければと思うんですけれども、いろんなところのホームページ見てみますと、完売しましたということになっておりまして、至急補正を取ったということで、実施に向けて進めていただければと思いますけども、この状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) それでは、生活支援の状況、これからの対応についてということですよ。先週議決いただきました福祉灯油の方の申請事務について今、進めておりますし、これを早速、できるだけ早く振り込みできるように今、準備を進めておりましたので、これに取り組んで参ります。

それから、住民税非課税世帯への10万円の給付についてですが、これについても今、福祉課の方で体制を整えまして、県からの情報を基に、できるだけ早く予算措置も検討いたしまして、

できるだけ早く給付できるように進めて参りたいと思います。

以上です。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) それでは、私の方からはアマビエール事業の早急な対応という部分についてお答えをさせていただきたいと思います。おかげさまで、先週末のうちに補正予算の方はお通しいただいたということで、関係団体、会議所或いは商工会の方には、いずれこういう形で進めるからということで事前に情報の方は出しながら、いろいろと事前に進められる部分について対応をお願いしてきたところでございます。

ですので、先週こういう形で正式にということで、会議所の方には、改めて正式なゴーサインの方を出させていただいて、今週にもチケットの印刷等々済ませて完売。今日見ますと、もう50店舗以上完売というような状況のようでございますので、その辺も含めて、会議所さんの方には早急な対応を、できるだけ早い対応ということでお願いをして、いずれ今週中には、いろいろなチケット配架含めて対応できることで今、進めてもらっていたという状況でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。13番、及川佐議員。

(及川佐議員) アマビエールの件でちょっとお伺いしたいんですが、このチケットは、そのお店しか使えないようになっていると思うんですよ。他のところで使えるチケットじゃないと思いますので、余った場合とか、期限あるわけですね。3月15日までしか使えないと。あとは一斉にこれ、2,500円のやつをまとめて購入して、余った場合どのようにするのか、お伺いします。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) お答えをします。基本的にはこれ、一斉に今回の事業分については、250店舗に対して25万円分の100冊配架をして、この間で取り組んでいただくということで、全店舗の方に対象店舗の方にはお配りをしたという状況でございます。ですので、その時点で2月28日までの間で余るという部分については、会議所的には想定はしてないところなんですけれども、基本的に余った部分については、プレミアムの分の5万円の部分以外の部分ということになるかと思っておりますけれども、特に回収等との想定で今、事務を進めているという部分ではないということになります。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 言っていることは、チケットはそのお店でしか使えないってことですよ。したがって、お店ごとにまとめて買うわけですけども、お客さんが当然来なければ余る可能性あるんですよ。お店によってですよ。それをためらっているお店もあるので、やらないって方も聞いていますので、他のお店の使える500円券であればいいんですけど、お店ごとにまとめて、他には使えるようにはなっていないので、余る可能性がある。お店によっては、見込んでもらうわけ、チケットを予め。だから、言っていること違うと思うんですが、その点をご存知でしたか。或いはどのようにするか。わかれば、教えてください。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工部長) 今回、そのお店だけで使えるような仕様でやっているという部分については、当然承知をさせていただきます。今回、このような形、仕組みでといいますか、こういう形でやった部分の理由につきましては、前回、飲食店ということで、会議所等から飲食店等販売をして回数券的な部分で登録店であればどこでも使えるよというような形の進め方、飲食券を交付した事業については昨年、一昨年ですか、あったわけでございます。その際に、やはりそういう形でお配りをしてやった際に、どうしても偏りが生じるというようなことで、あとどうしても現金化が遅れるというような部分がございまして、今回、この制度を飲食チケット等の検討をする際に、会議所或いは商工会さんの方といろいろと検討をしてきたところでございます。

最終的には、このような形でということで、ある程度一律の形にはなりますけども、会議所さんの方のご意見を採用させていただいて、今回、こういう仕組みの中でやらせていただくこととしたところでございます。ですので、基本的には交付して、そこで余る、余らないという部分は当然あるかもしれませんが、基本的には、回収とかそういう部分の予定はないとい

うふうに聞いているところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 要するに、その前だったら他のお店で使えるような商品券的なものだったんです。今回はその店のみでしか使えないので、結局余る可能性もあるんです。そのあとの処理も一応聞いてはいますけれども、それが不明確ではまずいんですよね。或いは、その辺のところに関しては、具体的に余った場合どうなのかが聞いていますので、お答えをお願いします。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) 店ごとに余った場合ということでございますけれども、その辺の最終的な処分についてはまだ会議所の方と、私の方で、情報共有できていませんので、その部分含めて今回、新しくまた追加もありますから、確認をさせていただきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の新型コロナウイルス感染症対策の対応状況については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。

令和3年度奥州市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、の令和3年度奥州市子供子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施について、当局の説明をお願いいたします。昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) こども家庭課の昆野です。それでは私の方から、令和3年度募集、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施について説明させていただきます。

それでは、1、目的。「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、0歳から高校3年生までの子供たちに、1人当たり10万円相当の給付を行います。具体的には、子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとなったことから、当該児童を監護する子育て世帯の生活指揮支援を図ることを目的に、臨時特別給付金を支給するものです。なお、残りの5万円につきましては、クーポンで来週配布とされておりますが、詳細については未定となっております。

2、対象児童。1万6,300人を見込んでおります。内訳としましては、(1)令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童、中学生までで約1万3,000人。(2)9月30日時点で、高校生、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ、約3,000人。(3)10月以降、令和4年4月1日までに生まれた児童の支給対象児童新生児、約300人。国の補助対象としましては、令和4年3月31日までに生まれた児童が対象ではありますが、昨年度以降の子育て世帯への給付事業において、対象児童と同学年となる4月1日生まれの児童については、丹比で給付していることから、同様の取扱いとするものです。

3、支給対象者。上記児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高いものが対象になります。ただし、児童が養育しているものの、年収が960万円以上の世帯については除かれます。目安となる960万円につきましては、扶養親族等が児童2名、年収103万以下の配偶者がいる場合の、目安でありまして、こちらにつきましては、扶養の人数と金額の変動があるものです。

4、給付内容対象児童。1人につき5万円。

5、給付時期等。(1)年内支給。申請不要。児童手当支給対象児童、及び当該児童と同一世帯に属する高校生、こちらは約6,500世帯、1万2,500人。(2)1月以降、随時支給。原則用申請申請を受理した後、1か月程度で振込み。、こちらの内容につきましては、高校、公務員世帯、約800世帯、1,500人。新生児、約300世帯、300人。児童が高校生のみの世帯、約2,000世帯、2,000人となります。こちらの給付の時期につきましては、現状、支給要件のデータを把握している児童手当受給世帯につきましては、年内に給付をするものです。その他、原則申請が必要となっている方々については、1月以降の支給となる見込みです。

6、予算。12月議会追加補正にて上程をいたします。事業費。歳入、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金8億1,500万円。歳出、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費。8億1,500万円。歳出の内訳としましては、5万円掛ける1万6,300人となっております。事務費。歳入、子育て世帯への臨時特別給付金給付、事務費補助金236万8,000円。歳出、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費。236万8,000円。主な歳出の内容につきましては、郵送料、電算処理委託料、封筒印刷代等となっております。実施に要する経費につきましては、全額国庫府補助となっております。

7、スケジュール。スケジュールにつきましては、議決後、12月14日、給付金支給に係る通知を発送いたします。こちらにつきましては、児童手当受給世帯に通知を発送します。通知を発送し、12月24日給付金の支給となります。その他、12月下旬から1月上旬にかけて、それ以外の要申請世帯への通知等を発送いたします。令和4年1月以降、申請に基づき随時給付となります。申請期限につきましては、4月15日となっております。

以上となります。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。この支給対象者について確認をさせていただきたいというふうに思います。支給対象者なんですけど、もちろん養育している者の年収が960万円以上の世帯を除くというふうにありますけれども、父親、母親がいた場合、どちらかが960万円、年収が超えていけば、支給対象から外れるわけなんですけれども、父親が500万円、母親が500万円、1,000万円ということになりますと、そういう世帯はどうなるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、960万円を超えた世帯であっても臨時交付金を使って支給できるというようなこともあるようなので、子どもと子どもに対する支援という観点におきまして、世帯の年収で分けるというところはいかがなものかということもあるんですけれども、その点、お考えを伺いたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それではお答えします。まず、1点目の500万円、500万円の1,000万円となっている世帯には、支給するかということですが、支給いたします。片方の年収で960万円を超えていませんので、500万円、500万円の場合は支給いたします。それ以外の部分で臨時交付金を使って支給したらどうかという話ですが、今回は国の制度に則ってやってやりますということで、市の単費として考えているのは、来年の4月1日に生まれた赤ちゃんの部分について同級生ということで、その部分は手当しますが、それ以外の、例えば1,000万円も2,000万円とか、そういう年収の方への給付というのは、それであれば国の方で考えていただくと本当は助かるんですけれども、そこについては考えておりません。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部加代子です。結局、年収のところで区切ると、様々な夫婦で1,000万円を超えているけれども、例えば父親の方だけの年収だと、母親の方がお仕事されていないということになると、そういう様々な不合理といいますか、そういうことも出てきますので、臨時交付金を使えば960万円を超えた世帯にも支給できるということで、臨時交付金の活用もできますよということもありますので、奥州市としてその辺、そんなに数多い世帯ではない、子どもの人数ではないというふうに思われますので、そういう子どもの子育てを支援するということで、収入が超えた場合でも支給するというような検討も必要になってくるというふうに思います。

共働きして960万円を超えている世帯ももらえる。しかし、父親だけで母親が働いてなければもらえないというようなことも、子どもを支援するという観点からはどうなのかなというふうに思われますので、検討すべきではないかと思いますが、その点もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、今後のことですが、クーポン、来年3月からは配るということで、クーポ

ンを一応基本ですけれども、現金給付でもいいよというようなことも言われておりますので、その点、今後の検討になると思いますけれども、奥州市はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 今回960万円という年収の制限というか条件も、制度的な部分については国の方の方針で決まったものでございますので、我々とすれば、国の方針の部分については、きちっと対応していきたいというふうに思っております。それ以外の部分について、奥州市として支払うべきかどうかということにつきましては、現在のところは、その部分について考えておりません。あと、5万円のクーポンの件ですが、まだ現金給付もできるということです。

こちらとすれば、手続的には現金給付は楽でいいんですけれども、貯蓄に回されることがあるということで、国の方でクーポンのお話で今、国会の方でもいろいろ論議になっている状況ですので、いずれそういった国のいろいろな通知に基づいて進めて参りたい、検討して参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男ですが、なかなかちょっと理解できないので、今のところもう一度お伺いするんですが、支給対象者の960万円っていう基準は、夫婦のいずれかが、960万円を超えていると対象から外れるというふうに理解をしたと。ですから、極端な話959万円、夫婦それぞれもらっても、その方々は支給対象に、今の制度ではなっているということの確認でよろしいのかということの確認をしますし、この中の注意書、扶養親族等が児童2人と、年収が103万円以下の配偶者の場合の目安と。この意味合いは、ちょっと理解できなかったんですが、もう少し私が理解できるようにご説明いただければというふうに思います。

それと、先ほどクーポンの話が出ました。確かに現金ですと、預貯金に回るということも確かにそれで地域経済にあまり反映されないということで、クーポンを検討されていると思うんですが、クーポンを発行して、これが実際、どの程度地域経済といえますか、物に変わっているかっていうのは、市独自で実態は把握されているんでしょうか。要は、クーポンは出したけど、結局、たんすの肥やしになっているってことは、今までないのですかという、その実態をちょっと把握してれば教えていただきたいと思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 1点目の所得の部分については課長から説明いたしますが、2点目の部分については、何年か前に、プレミアム付き商品券を実施した部分については、商工光部の方でその検証はしているようでございます。ただ、今回の部分が、それがそのとおり同様に地域経済回しているようになるのかどうかという部分については、ある程度なるものと思います。購入するので、ただ、自分の預貯金を経て、そのままだしまい込めば同じ状況になると思いますので、余分なものを、それ以上の物を買うっていうか、また、もっとレベルアップして買うというような状況になれば、地域経済に影響があるのではないかなというふうに感じております。所得の部分、960万円の部分について、課長から説明いたします。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) それでは、所得の部分についてお答えいたします。児童手当につきましては、予算をお二人いる場合とか、生計を維持する程度の高いもののお一人の方、対象にして支給しておりますので、ここで言っている960万円は、その児童手当を受給するに当たる人の所得、収入をもって判定をしております。それで、こちらの内訳としまして、児童手当の支給に関しましては、所得制限限度額というものはございます。こちらを計算する際には、収入の金額から、扶養の人数であったりとか、あとはその他の控除となる控除額がございまして、そちらをもとに計算しております。ですので、一律に、まず、960万円もらっている方について、児童手当に該当する、該当しないっていうものではなくて、その方の収入を見て、あとはその扶養人数であったりとか、控除額等を見て、最終的に、その所得金額が限度額に達するかどうかというところを見て、支給の対象になるかならないかということになっております。

ですので、先ほど言いました960万円については、大まかな目安としては、扶養の数が3名いる方については、まず960万円が対象となる目安になりますし、扶養の方が1人であれば、収入につきましては875万6,000円が目安ということで、その人の収入をもとに計算した金額が該当する、該当しないというものがございますので、大まかなところで960万円ということで国ではお話していますけれども、それが必ずしも判定の基準となっているものではないということになっております。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) まず先ほどのクーポンの件でございますが、そうしますと、以前プレミアム券を発表した時の検証結果についてまだ出てないということなんですか。今の部長の答弁は、できれば預貯金に回らないで、地域経済に還元されるようになればいいなというふうに思いますが、その辺はもう少しプレミアム券のその検討結果も参考にして、ひとつ対応考えていただければいいのかなというふうに個人的には思っています。

それと960万円。そうしますと今の答弁でいいですかご説明ですと、960万円っていうのはまず目安だということで、あとはここに判定をされるというふうなことになるんですね、結局は、ちょっと気になったのは、配偶者の年収が103万円っていうのと、先ほどの夫婦で500万円全然もらった場合に、いいよといった時にちょっとそこにずれがちょっと感じたもんですから、改めてお伺いしただけなんですけど、そうしますと、一般的に我々にもご紹介いただいたときは、一応目安は目安であって、あと、具体的な対象になるかならないかは、その児童扶養や、扶養手当のその計算式によってなりますよというふうに、とりあえず我々とすればそういう説明で間違いはないというふうでよろしいですか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) クーポンについては、まだ、国から具体的にこうしろというのが来ていませんので検証も含めながらやるかどうかも含めて検討して参りたいと思います。

あと5万円の部分について、960万円の話ですけども、国の方で、児童手当の支給対象の部分で、簡単にすぐお支払いできるようにという制度設計でございますので、今現在、児童手当もっている方は対象になるし、割引になって5,000円とかなっている、安くなっている方は対象にならないというような状況でございますし、あと高校生とかそういった部分については、個々に、申請あった後に、それに該当するかどうかはこちらで調査してから支給対象になるかどうかというのを決定して、交付するというような形になります。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の令和3年度奥州市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施については、以上とさせていただきます。

ここで午前10時10分まで休憩します。

岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、の岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について、当局から説明をお願いします。千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 人事院勧告に伴う会計年度任用職員の手当に係る条例の改正の中身について、総務課長から説明をさせていただきます。

(小野寺議長) 松戸総務課長。

(松戸総務課長) 総務課の松戸でございます。私の方から、岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について説明をさせていただきます。

今回の人勤に伴う給与改定につきましては、会計年度任用職員についてでございます。先に一般職及び特別職の改定につきましては、12月議会の初日に議決をいただいております。会計年度任用職員の改定につきましては、一般職等の改正協議の時点で、県の方針等が示されておらず、動向を注視している状況でございます。そのため、一般職と一緒の提

案ができないということでした。今回その方針等がまとまりましたことから、会計年度任用職員の改定について、条例改正を行うものでございます。その内容につきましては、一般職と同様に、期末手当を引き下げるといったものとなっております。それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

1、趣旨でございます。令和3年における岩手県人事委員会勧告に伴う県の対応方針を踏まえつつ、当市の地域性を考慮して、一般職及び特別職の給与改定と同様に、会計年度任用職員の給与改定についても、岩手県の制度に準拠する内容で、労働組合と交渉を行いました。その結果、県に準拠することで合意が得られたことから、会計年度任用職員の手当に係る条例の改正を行うものでございます。

(1)令和3年の県人事委員会の勧告内容でございます。会計年度任用職員の期末手当につきましては、0.15月分の引き下げとなります。これは一般職と同じ引き下げでございます。適用は令和4年4月からとなります。

続いて(2)県内の近隣市の状況でございます。盛岡、北上、一関におきましては、県準拠で、当市と同じ内容の改正を行うこととしております。国に準拠しております花巻につきましては、今回は改定なしということでございます。

次に、2、条例改正の内容でございます。(1)改正する条例、こちらは奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例でございます。(2)その内容は、先ほどご説明いたしました内容ですが、期末手当の支給月数を、今の2.6月分から0.15月分引き下げ、2.45月分とし、令和4年4月1日から適用するものでございます。(3)改正に伴う影響額でございますが、一般会計及び特別会計で618人、総額マイナス1,090万9,000円という試算となっております。

説明については、以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」との声あり >

それでは、の岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。

普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

(小野寺議長) 再開いたします。続きましての普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換譲与無償貸与等に関する条例の一部改正について、当局から説明をお願いいたします。千田財務部長。

(千田財務部長) 財務部でございます。それでは、普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。今議会の一般質問でも議論をいただきましたように、遊休化している財産の利活用が当市の大きな課題となっているところでございます。この課題解決のため、普通財産のうち建物の利用拡大のための新たな方策をまとめたものでございます。あわせて、関係する条例の一部改正も必要となりますことから、これら内容につきまして、担当の財産運用課長からご説明申し上げます。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) それでは、今部長の方からご説明申し上げました件について、資料に基づきまして、私の方で説明をさせていただきます。それでは、資料、普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてのこちらの資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1、普通財産建物の貸付けの拡大でございます。背景といたしましては、当市では、これまで法定耐用年数を超えた普通財産の建物については、行政財産等の用途廃止に伴う活用処分等の判断基準により貸付けをせず、譲渡のみを認める方針としておりました。しかし、法定耐用年数を経過してしてもまだ使用できる物件が数多くあるという状況でございます。

これらに関する課題として、今後、学校統合による閉校も見込まれることから、遊休化する普通財産の建物については、財政健全化に資するよう売却や貸付けを進めていかなければならないと考えているところでございます。

このことを踏まえまして、(3)解決策でございますが、建物を使用する際は、水道や火災報知機等の各種設備も必要になるわけですが、こうした設備は、用途廃止をすれば、撤去、廃止をいたします。これらの建物を普通財産として貸す、建物を貸し付ける際には、用途に応じて設備等を設置する必要がございます。例えば、貸家ですとか貸事務所などの有償で賃貸をする場合には、こうした設備は、貸主が整備することが一般的ではございますが、市の支出が増えることを避けつつ、できるだけ貸付を増やしていくために、普通財産建物を使用する上で必要な設備の整備を借受人が行うこと、或いは修繕等も含めませんが、こういったことを了承する場合には、貸付料を減額することで借受人の負担を減らし、貸付けを増やそうというふう考えた次第でございます。

今後は、耐用年数を経過した普通財産建物も貸し付けるとともに、設備整備の自己負担等、一定の条件を了承した場合に、貸付料を減額できる貸付方法によって、遊休状態となります普通財産建物、民間によります利活用を広げていくため、条例改正と必要な措置を大掃除講じたいというふう考えているものでございます。

2、奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。

(1)改正要旨でございますが、先ほど、解決策のところでも申しました使用を開始する前に、必要な費用並びに維持及び管理に関する費用のすべてを借受人が負担すること、及び原則として用途又は原形の変更を行うことを借受人が了承した場合に、無償又は時価よりも低い価格で、貸し付けることができる条項を条例の方に追加をさせていただきたいと考えております。

(2)改正条文案でございますが、本日は資料としまして新旧対照表の方を添付させていただいております。こちら、資料1の方をご覧くださいと思います。

(3)改正手順でございます。本日でございますが、全員協議会で趣旨説明をさせていただきまして、改正条例案の提案につきましては、今後、議会最終日に追加提案をさせていただきたいというふう考えております。条例の施行日につきましては、条例公布の日ということで進めさせていただきたいと思っております。

(4)減額対象及び減額割合でございます。改正条例案の条件、先ほどの改正要旨のところでも述べた部分でございますが、この条件を満たせば、減額できる相手方としましては、公共的団体や社会教育団体など、さらには、一般企業なども範囲としまして、それぞれの減額幅は、10分の10或いは10分の5というふうにしたいと考えております。こちらの部分につきましては、資料2の方をご覧くださいと思います。

今回お示しした資料2につきましては、現行のもの、1ページ目が現在の減免基準等の内容でございます。国、他の地方公共団体、或いは公共的地域団体、社会福祉協議会等、減免額10分の10というふうに決めているもののほか、公共的団体につきましては10分の5というふうに決めておりますが、資料の2ページ目をご覧くださいと思いますが、こちらの文言につきましては、現時点で整理をいたしましたので、若干ちょっと表現が直さなければならない部分もありますが、今般の条例の一部改正によりまして、貸し付けるというふうなことをした場合には、減額表としてご覧をいただきたいんですが、ここに公共的団体ですとか社会教育的団体については、10分の10、それから民間企業等につきましては10分の5減額できるというふうなものを加えて、これを運用して参りたいというふう考えておるところでございます。

最後に、説明会資料の方にお戻りをいただきたいんですが、今般の条例改正が成立した後は、市のホームページ等でこれらを、その運用について周知を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 佐々木生涯学習スポーツ課長。

(佐々木生涯学習スポーツ課長) ただいま財産運用課から説明のありました条例の一部改正に係りまして、実際に該当しそうな事例として、私ども生涯学習課で進めていき参りました事例が

ありますことを報告させていただきます。特段、資料はつけておりませんが、すでに耐用年数を過ぎた、取り壊しを待つ小学校を活用する事例としまして、前沢の旧上野原小学校の体育館、こちら今年の3月で耐用年数経過によりまして、地元振興会から返却を受けたものでございます。これについては、本来であれば取り壊しとなるものの、財政上の理由等から、いつ取り壊せるか未定の状況にあったものでございます。

これに関して、このたび、賃貸借契約を取り交わした事例がございましたので、ご報告申し上げます。具体的には、今年の春口でありましたけれども、金ケ崎のリトルシニアリーグチーム。こちらに関しましては、県内唯一の中学校のリトルリーグでございますが、奥州市の子供たちも何人が参加しているチームでございます。

こちらに関しまして現在、金ケ崎の方で屋内練習場もあったようでございますけれども、共有しているということもありまして、冬季間を中心に練習できる体育館を探していたということでございます。そこで、こちらとしまして市内の廃校となりました体育館をいろいろご覧になっていただき、何度か協議を重ねた結果、施設が古くなっておって、やはり必要な改修もしちゃいけない。その分の改修工事と、それから維持費用につきましては、そちらの団体さんが支払うと、使用料をいただく、払うと。賃貸借いただくということで、賃貸借契約を結んだ経過がございます。なお、地元振興会にも説明をさせていただきますと、実際に団体としましては、12月から活動を始めているということもお聞きしているところでございます。もし今回のこの条例が改正となれば、今回の減免の事由に該当となる第1号になるということで、ここでご報告をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。今、説明いただいたんですけれども、前沢の旧上野原小学校、今、金ケ崎のリトルシニアが使われているようですけれども、その中で昨日、土曜日ですか、見に行ってきたんですけれども、以前、今まで前沢の例えばスポーツ団体などからも貸して欲しいということでも申し出があったようなんですが、その中で耐震というようなことでお断りされている。そのような中で今回、進められている形で、金ケ崎リトルシニアに貸し出しされるということなのですが、やはりこういう形は、皆さんが手挙げているのであれば、平等な形で見ていただくのがいいのかなと思ったんですけれども、なぜ今まで断られて、今回貸し出しするようになったのか、これについて質問したいと思います。

次に、契約の内容なんですけれども、この内容とか期間、もう一度ご説明いただきたいなというふうに思います。

次に、住民説明っていうことで、周りの方はほとんど知らなかったというふうに伺っております。その中で、振興会の方に話したから、これで了解ってことでずっと進められてきたようですが、やはり地域の方あっての小学校であって、これ、今まで維持、みんなで守ってきたんですが、小学校の統廃合ってなことで今、使われなくなったということなんですけれども、やはり第一には、地元の方にもお知らせしてやるのが一番の道じゃないかなと私は理解するんですけれども、その件についてどう考えられたのかについて質問したいと思います。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) それでは、私の方からご説明をしたいと思います。まず一つ、いろんな団体から申し込みがあるというお話を今いただきましたけども、基本的には、市の方ではその耐震ということではなくて、耐用基準をもとにしていて、耐用基準の間は振興会の方にお貸しをさせていただいて、振興会さんを通じていろんな団体が使われていたということではございますけども、今回、耐用年数が切れました。要は、耐用年数が切れたっていうことは、市の方でも、もうちょっと管理するのが難しくなっていて、それだけ耐用年数切れた建物については、当然、これから修繕もかかるだろうし、維持管理費もかかる。そこまでは残念ながら市の方でもということで、結果的には、その最初お話しを地元にする際も、耐用年数の期間中は地元振興会にお貸しをしますよ。その間は、市の方で維持管理費を全部見ますよってやっ

たことで、進めてこられたものと思いますので、今回についても、新しい団体についてもその団体が使うからといって市の方で費を負担するというのであれば、議員さんお話のとおり、平等じゃないんじゃないかっていう話になるかもしれませんが、今回はそちらの団体の方で耐用年数切れたということもご承知をして、それなりの工事費をかけて、なおかつ年間の維持管理費経費も一切市には負担をかけないよということでもございましたので、こういった形で進めさせていただいたという内容でございます。

それから、住民説明の方も、いずれその耐用年数が切れた時点で、地元の方には、あとは取壊しを待つ建物になっていますよという話をさせてもらってきたんだと思います。担当の財産運用課に、2、3年前からそういう話はさせていただいていたということで、そういった地元の理解もあったものだと思いますが、今回は、その建物を取り壊す間、要は活用したいということで、その施設をなるべく有効活用するようにということでの意思決定でございましたので、そういった部分をお汲み取りいただければいいなと思っております。

それから、契約期間等については、担当の方から申し述べます。

(小野寺議長) 佐々木生涯学習スポーツ課長。

(佐々木生涯学習スポーツ課長) 契約期間でございますが、今年度、令和3年度の11月1日から令和6年3月31日までと、これは両者協議の下で決めたものでございます。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 最後聞き取れなかったもんですのでもう一度お願いしますが、期間が3年の11月1日から、いつまでとおっしゃったのかももう一度お願いします。

あと次に、耐震じゃなくて耐用年数が過ぎだというお話伺ったんですけども、やはりその辺も、例えば今更なんですけど、別にこの契約とか、使わせるに反対しているところはないんですけども、申し出た方々にわかるように、これ振興会に任せるといことはあるかもしれませんが、その辺の事情はわからないんですけど、申し込まれた方にわかるような形で説明していかないと、何でというようなことになるかなと思いますので、その辺は、今後とも注意された方がよろしいのでないかなというふうに思います。

あと、金曜日、3日の夜に電話が来て、私も初めて知ったというような状況だったんですけども、お話し伺いましたら、振興会の方はOK出しているんですけども、やはり、地元の方々には、もう一度説明するべきでないかなと。振興会が良いと言っているから良いよではなくて、地元の方々にも説明しておいたほうがよろしいかなと思いますが、その点について伺います。

次に同じような問題が、これからこのことばかりじゃなくて、奥州市内にたくさん出てくるかと思っておりますので、いやそうじゃなくて、どんな形にするかについてお考えなっていると思っておりますけれども、その辺もご説明いただいた方がよろしいかなと思います。

あと次に、中に減額対象とか減額割合とかっておりますが、社会教育団体とか一般企業ということでありますけれども、これはどのような部分を想定されているのかについて、再度質問したいと思います。

(小野寺議長) 佐々木生涯学習スポーツ課長。

(佐々木生涯学習スポーツ課長) 契約期間ですけども、11月1日から令和6年3月31日まででございます。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) ごめんなさい、ちょっと内容がちょっとわからなかった部分があって、逆にお尋ねをしたいんですけど、その申し込まれた方にきちんと説明すべきっていう、その申し込まれた方っていうのがどうなったという辺り、今回、その利用する団体の話なのかどうか、再度もう1回、後でお聞きしたいと思います。すいません。

(小野寺議長) 今の浦川部長の質問にお願いします。

(千葉康弘議員) 私に連絡いただいた方が、今までどの団体が特定していないんですけど、申し込まれている。その中で、その方に言われるのは、耐震で断られたという話をしていましたけれども、今お話し聞いたら耐用年数っていうことですから、その辺から食い違っているんですけども、決して今回の駄目だとかじゃなくて、これからの子供たちのスポーツの振興というこ

とで、これは大切なことだと思いますけれども、行き違いが無いような形で、窓口はご説明された方がいいのかなというふうに思っています、それについて質問したいと思います。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 全体として、個々のケースちょっと具体わかりませんのでなんですけど、そういった申し込みがあった場合に、きちっとその理由を説明してということであれば、そのとおりにしたいと思います。若干ちょっと、今回の話に絡んでそういった話は、ちょっとお聞きはしてなかったんで、その辺は、明確な回答できませんけども、いずれ基本的な姿勢として、普通財産であれば申し込みが財産運用課が担当になっておりますので、そちらに話があれば、明確にできるものはできる、できないものはできないというお答えは差し上げていると思っておりますので、そういった部分で何か食い違いがあるのであれば、再度、また後から詳細を教えてもらえればなと思いますので、よろしくお願ひします。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) それでは私の方からは、ご質問のございました資料2の追加をいたそうと思っておりました。貸付件数、減額を想定する団体等の具体的な想定ということでございます。表の中では、社会教育的団体というふうに書いてございますが、こちらは社会教育ということに限ったことではなくて、公共的な団体、例えば住民組織ですとか、或いはNPOですとか、そういったような団体さんも含めて、その活動が、地域の地域づくりですとか、まちづくり、或いは住民活動そういったことに寄与する団体さんにつきましては、これを公共的な団体というふうに捉えて、減額をさせていただきたいなというふうに考えているというものでございます。

それから、もう一つの5割の方の民間団体と書いてございますが、これは表の中にもございますように、一般企業、いわゆる事業者というふうな方も、その活動いただくことによっていろんな経済活動の効果が発揮するといったようなことも期待できますので、こちらの方が主に想定をしておりますのは、民間の企業というふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) ありがとうございます。1点だけです。例えば、これからこんな形で、例えば、学校とか公共施設、貸出しがあるかと思うんですけれども、多分お考えなっているかと思いますが、地元の方に理解を得てから進める考えがあるかと思いますが、その点について質問して終わります。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) 説明の中でお話申しましたように、今後発生してくるいわゆる遊休施設、或いはすでにある遊休施設におきましても、特に今ある施設を暫定的にご利用いただいている例えば地元の地域振興会さんの方から使わせてくれと言われたことについて、いいですよといったような場合には、結果、今回と同じ使えなくなるといったようなことが、現実の部分として起きてくることは当然想定されます。こういった場合には、今お話をいただきましたように、一義的には振興会さんの方にお貸しをしているような場合には、お申し込みですとかの対応については、振興会さんの方でやっただけでいいわけなんですけども、いずれそこは連携をしまして、趣旨を説明したりだとか、そういったようなことは、十分に対応して参りたいなというふうにご考えました。

今回のお話をいただきまして、改めてその部分については認識をいたさせていただきます次第でございますので、今後、そういった方向で取り組みをさせていただきます。

以上でございます。

(小野寺議長) ほかに、6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。この説明を聞きまして、まさに公共施設バンク等の販売っていか利用促進には非常に効果的なことだと、私も感じました。そこで、制度の周知ということで、ホームページ等っていうことなんですけど、ホームページだけにとどまらずにいるんな媒体を使って、奥州市では、例えば減免措置にこういうふうにご借りるときには減免する

よってという部分を、大きく発表、若しくは公共施設バンクの表紙の一番上に赤字で、こんなことやるんだよってということもどんどん発表すべきだと思います。その辺を確認して終わります。

(小野寺議長) 千葉生産運用課長。

(千葉財産運用課長) 資料ですので、そういうもう少し踏み込んだ形で説明をさせていただければ本来よかったのかもしれませんが、今議員お話をいただきましたように、これ特にバンクの部分に関しましては、活用の物件の一つの方法方策としまして、特出しといえますか、ちょっと体裁は、今後考えて参りますけども、いずれ情報として出して参りたいなというふうに、そういう同じように周知を図って参りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。何点か確認させていただきたいんですけども、まず今回、あくまでもこの減免、減額が適用になるのは、耐用年数が切れたものだけでいいのかというところ、ご確認させてください。

それから、減額の基準にあります、この社会教育というか公共的団体も追加になるようですけども、その公共的団体、社会教育団体の要件という部分を、例えば、施設使用後の話でいうとある程度登録をさせていただいた上での定期利用の減免とか受けるような話になっていますけども、そういったように、何かしら審査基準があるのか、今回、市外の団体が対象になるようですけども、これが施設使用料の話ですと、基本的に奥州市に拠点があってという条件がつくようなケースが多いかなと思うんですが、その点についてどのように考えているのかということなんです。

それから、契約の単位ですね、先ほどは令和6年度までっていうのが今回のケースだったようなんですけども、今後、そういった事例が発生する際の契約期間の単位はどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

それから、修繕を先方がした上でという話だったんですけども、それから、設備等の整備をした上でっていうんですか、その際の工事内容をどこまで確認するのか、若しくは事故等あった場合は、あくまでも先方の全責任においてということになるのかという契約の内容について、お答えいただければと思います。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) ご質問の件についてお答えをいたします。まず、1点目の耐用年数が切れたものなのかということですが、基本的にはそのように考えております。要は、耐用年数が過ぎてなくても用途廃止になる建物等も、それは条件によっては出て参るわけなんですけども、これはあくまでも再利用、再開にかかる経費等、先ほど申しましたようにいろんなものがかかって参ります。そういったものを、もし賃料をいただくとすれば、当然、いわゆる貸主負担責任というふうなものも生じますので、そういったことも当然あり得るかなと思っておりますので、そういったものが発生しないであろうものということで、具体的にはその耐用年数を入れたものということで想定はしております。

それから、公共的な団体等での施設の利用とか、その基準ということでのご質問でしたが、いわゆる行政財産としての施設、集会施設等をご利用いただく場合には、市が当然そういう不特定多数といえますか、一般の方々といえますか、ご利用いただくということを念頭に施設を開放しようということですが、それをご利用いただくにあたっては、しかるべき組織であるかとか、或いは適用する使用料とか、そういったものに該当するかどうかをちゃんと確認をするという意味で、例えば、要件を定めたりだとか、場合によっては登録をさせていただいたりというふうなことになるかならうかと思っております。今回は、あくまでも施設を、要は、ご利用かお返ししようということですが、使う上でのいわゆる要件といえますか、そういったことを、開放と同じような条件では今のところは考えてはおりません。個別にお話が来た時点で、どういった団体なのかとか、そういったものを個々に判断をさせていただいて、対応させていただくということになるかというふうに思っております。

す。

それからあと、契約の単位でございますが、説明の中でも申しましたように、要は、処分を、売却であったりだとか、或いはもしかすると休館対応っていうふうなことも含まれることと思えますけども、いずれ、そこまでの間の貸し付けということでございますので、例えば、契約、民法に基づくいわゆる不動産の貸借なんかですと、例えば、土地なんかであれば何十年とか、すごい長期な契約もできるようなものは、一応法的な根拠としてはございますけども、今回は、そういったものではございません。厳密に例えば、1年に限るとか、5年以内とか、そこは明確には定めてはおりませんが、基本的に長期的な継続をするという契約の形は考えておりません。

それからあと、4番目として、使用中の事故等のことでのお話がございました。先ほど、今回の契約の中身ということで、期間とかのお話は申しましたが、実は、同じ契約の中で、例えば、契約物件の修繕義務の部分につきましては、要は、貸主である市は負わないということ、まずはその条項として設けさせていただいているほか、例えば、維持保存改良にかかる経費については、使われる方がご負担をいただくとかで、もちろん水道光熱みたいなものが必要な使い方であれば、それは当然そうなんですけども、そういったものを条項として設けさせていただいて、これを貸付けするというふうな条項で賃貸借をする場合には、従来から設けている規定でございますが、これは当然、維持して参りますので、結果、取扱い、今回のことで貸付けが変わったとしても同様に条項を維持して、要は使っていただく側の方の責任でという部分で、それを契約上では明確にした上で貸付けをさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) わかりました。ありがとうございます。契約の期間に関してですけども、最終的に長期的ではないというお話でしたけども、そろそろいい加減この建物はもう解決しなきゃいけないよねとか、それから場合によっては、一般企業さんからそこをやはり取得したいという話が、契約期間中にもし来た場合とかには、その期間内まで待っていただくのかどうかっていうところをちょっと確認したいのと、それから、行政財産ではないので、介護とは違うということです。そこはわかりました。あとは一般企業、この気になるのが10分の10と10分の5の基準が二つある中で、いわゆる単純な話、営利なのか非営利なのかというところで判断なさるのかというところだけ確認させてください。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。例えば、その解体のとか、それからあと場合によっては売却といったようなことということでの協議ということについては、議員お話をいただきましたように、契約期間中ではあっても例えば使用に耐えられないような状態に、何か事情があって破損を、経年劣化っていうのが一番わかりやすいのかなと思うんですけども、そういった場合ですとか、或いは今お話がございましたように、企業の方からできれば購入をというふうなお話をいただくとすれば、特に購入をというお話をいただくとってというのは、私どもからすれば、非常に願ったりかなったりということでございます。

その場合には当然、契約の常でございますが、双方協議の上でということ、もちろんそういったことができるような条項をさらに設けておりますけども、契約そのものについては、協議の上でということでございますので、当然、変更ということはあろうかというふうに思っております。

営利か非営利かという部分については、全くそのとおりでございます。あと、そのとおり団体の対応としてこういう文言をしておりますけども、区分としましては、営利、非営利でということ判断をさせていただきます。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。大変、利用促進ではいいなとは思ったんですが、1点は、今回の普通財産については、できれば、私は売却が優先的に行くのかなと思っていたんですが、今回の場合は、旧上野原小学校の事例があって、今回こういう拡大をしたいという経過なのか

なというふうに理解したんですが、そうしますと、これは、売却前にこの施設使う方いますかっていうような広報ですか、周知をしてないときには売却っていう方法になるんですか、流れは。結局、私は普通財産だったときに、すぐ売却なのかなというふうに思ってだったもんですから、その確認をさせてください。

それと、今回のその実例でいきますと、この上野原小学校、これ体育館は使用できるように、今回使われる団体が、例えば、電気料を払う、或いは、最低限必要な修繕をして、その上で借りると、それも無償だという中身なんでしょうか。この間、条例廃止になりましたね、ちょっと頭によぎったのは、稲瀬のふれあい交流館。どうなのかなというふうに対比して考えたんですが、そうしますと、今までは固有事例がなかったので、地元では無償譲渡すると。壊したときの計画からやめたという経過があるんですけど、今回ですと、いや3年も5年も貸してくれるんであれば使いたいよとなった場合に、ある程度その使用者側で負担をするのであれば、貸付料払えば利用できるという理解でいいですね。使える間、使い続けるというふうには、これは提起をされるという理解でいいんですかね。これができるけど、全部が全部ではないんでしょうけど、売却するとほとんど使用不能の状態になると思うんですが、基本的にそういう考え方で今回、なんすかねこれ、条例の一部改正をするというふうに理解してよろしいですかという意味ですね。お汲み取りいただいて、ご回答いただければと思います。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) ただいまのご質問の件でございますけど、決して売却を優先をして、この方法をとるということではございません。売却可能なものにつきましては売却を進めさせていただきたいなというふうに思っております。先ほど事例として出ました稲瀬のふれあい交流館の方の部分につきましても、いわゆる可能性があるのであれば売却を進めて参りたいなというふうに思っております。

旧上野原小学校につきましては、体育館単体での売却ということでは対応年数も経過しておりますし、一定程度傷みも進んでいたということもございますので、売却というのはちょっと現実的ではないのかなと。その上で、要は、それでも、作って使える内輪で使い方にもよりますけども、使えるうちは暫定的にご利用いただく、そういったことが可能なような形にしましょうというのが、今回の趣旨でございます。

決して最初にこういう用途を探るというふうなことではなくて、それは売却をするのかとか、ほかに用途の活用がないかというふうなことを内部で検討する上で、同時にこういった方法について検討しながら、進めて参るということで、決して売却を優先して、この方法でしますということではございませんので、そこはご理解いただければ。売却までの間の、かつ、暫定的な活用という方法を可能にするための方法でございます。

あと、稲瀬の部分につきましても、売却するまでの間に、同様のご希望等があれば同様の対応はさせていただきます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) この質問で終わります。そうしますと、例えば、稲瀬ふれあい交流館の話させていただきます。今回、条例ができました。一部改正されますふれあい交流館も、今回の定例会で廃止が決定されました。条例廃止になりました。そうすると、令和4年度以降になるんですけど、当然、引き合いが、結局、売却に向けて引き合いがあるかどうかお知らせをします。で、今度の所、一部改正ではこういう形で使えますよと、貸出、貸付できますよということも、これは広報の中でお知らせすると。で、実際4月1日以降に私は借りたいと、私は買いたいといった場合に、財政運用課として売却したいでしょうけど、でも、要は公共的使用でない場合もあるわけですね。そうすると、使いたい側が公共的団体個々に減免等の、その基準になった団体が先に使いたいといった場合は、そちらが優先されているということでもいいですか。そうじゃないとやっぱり、あくまでも、売却が優先されるってことですか。

それでね、ふれあい交流館の場合は、おそらく耐用年数、まだ来てないと思う。ですから、私からすれば、借りたいって言われれば、そっちの方が優先されるべきかなって、ちょっと今の説明聞いて思ったんですが、全然違いますか。細かいことは後で担当課に伺います。

(小野寺議長) 千田財務部長です。

(千田財務部長) 今のご質問ですが、先ほど課長が答弁したとおりなんでございますけれども、普通財産の利活用の第一の方針は、売却です。今回の条例の一部改正によって取り扱おうとする方法については、売却までの間、或いは解体までの間、もしどうしても活用したいということをご想定して対応ができるようにすることでございます。

具体的に、先ほど皆さん、施設について同時に売却と利用、貸し借りて利用したいというケースが同時に出た場合どうするかということでございますが、優先は売却と考えますけれども、より公共的な利用をしたいということをご判断するか、これはやっぱケースバイケースだと思いますので、その時の事例を検討させていただいて、あくまで売却を優先するのか、或いはそれを置いて、貸し出しをするのか、そこは判断していきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 何人程この件について質問したいですか。ここで一旦、昼食のための休憩に入りたいと思います。午後1時まで休憩いたします。

再開いたします。午前に引き続き、説明事項 に対する質問からお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。まず、対象となる施設の一覧表があれば、資料としていただきたいと思うんですけども、条例改正までに出していただけますでしょうか。

その点と、それから行政財産から普通財産になったものだけが対象ということのようなんですけれども、行政財産の部分に関しては、どのような取扱いになるのかお伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) 資料対象の資料につきましては、建物の一覧のもののような状態のもので、ご提供させていただきたいと存じます。それから、行政財産の取扱いということのご質問でございますが、行政財産に関しましては、全くいわゆる貸付けという形をとりませんで、ご利用いただくという形で、全く別扱いになりますので、これ、今回の事なんです、条例改正ということで、行政財産の部分が変わるといったことは一切ございません。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 2点お伺いいたします。今回の条例は提案されるわけですが、規則、規定、これをいつ作るのかということです。ケースバイケースで、いろいろ判断するということですが、かなりいろんなことが想定されると思いますので、その規則が規定で縛りをつけるか、明確にするということがかなり必要だと思いますので、その点をお聞きします。

それから、賃貸になるわけですが、私は法律の専門家じゃないのでよくわかりませんが、民法、借主の責任、貸主の責任というのが、こうあるはずなんです、この部分で、想定されるのがどうだかということはないんですが、場合によっては、借りた人が、責任すべてを負わなければならないというようなことが、民法上、私はあると思っておりますが、その辺は、問題ないかと。問題ないかというのはちょっとおかしいですが、その辺は十分検討をなされたのかということをお聞きいたします。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) この条例改正に伴います規則、規定等につきましては、現在、一応内容について詰めておまして、議決をいただいた後、速やかに決裁を終えて、施行するということで準備は進めておるところでございます。

それからあと、民法等の貸し手責任等に関する部分ということのご質問でございます。民法では、賃貸借、使用貸借といったような形で規定がございまして、それぞれ賃貸借の場合には、貸し手責任等の規定もございまして、今回の条例、ご提案申しますものにつきましては、それらを踏まえて一定程度、要はこういう条件をご了解いただけるのであれば、こういう条件でお貸ししましょうというふうなことを想定しておるものでございます。

さらに、いわゆる瑕疵責任を問われるような部分につきましては、例えば、費用発生が想定されるような場合には、これを保険での対応でというふうなことも想定しております。そういったところで検討させていただいて、今回のご提案をさせていただいている状況です。

以上でございます。

(小野寺議員) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 午前中にふれあい交流館の話が出ましたが、かなり規則か規定は、当然作るということですが、周知が必要だと思いますので、これは、振興会の方に全部ということにはならないと思いますが、関心があるところですから、十分周知をしていただきたいと。ホームページなんかでは駄目だと思いますので、十分周知をしていただきたいと。これ、希望ですが、ちょっとそういうことでお願いします。

なお、民法上の問題につきましては、私も専門家ではありませんが、よくテレビなんかで見えていますと、貸し手責任、借り手責任、その部分で裁判になったりよくあるようですから、そこは十分検討はしておいた方がいいと思いますが、そのことについて聞いて終わります。

(小野寺議長) 千葉財産運用課長。

(千葉財産運用課長) 今お話ございました、稲瀬のことでの周知の部分につきましては、先ほどお話を申し上げましたように、運用の内容も含めて周知を図って参りたいと思っております。

それからあと、貸し手責任、借り手責任の部分につきましては、私、先ほど貸し手責任という部分で、保険でというふうなこともお話もしましたが、今回の案件でも、借り手責任の部分につきましても、ご利用いただく方にもそういったものの保険に加入をしていただくといったようなことを含めて、調整をした上での貸付けということでさせていただいております。こういった中で対応して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、以上とさせていただきます。

説明者入替えのため、暫時休憩します。

奥州市成年後見制度利用促進基本計画について

(小野寺議長) 続きまして、でございます。奥州市成年後見制度利用促進基本計画について、当局から説明をお願いいたします。高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) それでは、奥州市成年後見制度利用促進基本計画につきましてご説明を申し上げます。身寄りのない高齢者ですとか、それから、認知症の高齢者などが増加している状況がございます。また、知的障害や精神障害などの理由で、判断能力が十分でない、不十分な方々がいらっしゃいます。こうした権利擁護を必要とする方々の本人らしい生活を守るために、成年後見制度の利用促進に関する基本計画を定めるものでございます。詳細につきましては、福祉課長からご説明いたします。

(小野寺議長) 高橋福祉課長。

(高橋福祉課長) それでは、基本計画の概要につきまして資料に基づきまして、私の方からご説明申し上げます。

まず、奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定及び中核機関等の整備についてでございますが、1、措置制度から利用制度への移行でございます。平成12年度には、介護保険制度が施行されるなど、従前の措置制度から新たに利用制度への移行する、社会保障制度の大きな社会福祉構造改革が行われました。介護などの福祉サービスは、行政から措置されるものではなく、みずからの判断で選択し利用するものとなりました。しかし、認知症、知的障害等により判断能力が十分でないものが、福祉サービスの利用にあたって、契約行為が行えず、サービスに繋がらないという課題もありました。

2、成年後見制度及び日常生活自立支援事業でございます。この課題に対応するため、平成12年度に成年後見制度及び日常生活自立支援事業が導入されました。民法による成年後見制度は、判断能力が全くないもの等が家庭裁判所の審判により、身上監護、財産管理などの契約行為を行うものですが、後見人の多くが弁護士、司法書士等の専門職が占めており、後見人が不

足していること。後見人の報酬は、家庭裁判所が定めることから、高額または不透明であること。成年後見人は福祉サービスを主眼に置いたものではなく、福祉関係者にとってなじみにくい制度であることなど、あまり利用されておりました。

一方、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業の日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分なものに対して、社会福祉協議会との契約により、福祉サービスの利用の支援を行うものであり、利用料金、例えば平均1回1,200円ということで、わかりやすいなどの利点があります。事業内容及び違いについては表にまとめてございます。

(1)日常生活人支援事業の内容でございますが、大きく福祉サービスの利用援助でございます。細かい説明は割愛いたします。日常、日常的金銭管理サービスです。2ページをご覧ください。書類等の預かりサービス。最後に定期的な訪問による、生活変化の察知見守りでございます。

(2)日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いも表にまとめてございます。まず、表の左側が日常生活自立支援事業でございます。右側が成年後見制度でございます。支援開始につきましては、日常生活し、自立支援事業は社会福祉協議会が実施主体となっておりまして、契約によってサービスを利用開始します。

一方、成年後見制度は、家庭裁判所の審判によって制度が開始されます。利用できる人については、日常生活自立支援事業は、契約対象となる本人が、契約の意味内容を理解できることが必要であり、判断能力が、不十分であるものとされておりまして。

一方、成年後見制度は、対象となる本人のが、契約の意味内容を理解できなくても活用が可能だということで、養護していきまると、補助補佐貢献という判断能力が不十分なもの。判断能力が著しく不十分なもの。判断能力が全くないもの。この三つの区分において、制度が利用できるというものでございます。

内容につきましては、日常生活自立支援事業は、繰り返しになりますが福祉サービスに関するもの、成年後見制度は身上監護の財産管理などとなっております。支援する範囲でございますけれども、本人の居場所が在宅が基本となっていることが多く、多いものでございまして、本人の意思で契約サービスを終了することができるものです。

成年後見制度は、在宅に限らず、居場所が変わっても後見による支援が見込めるものでございます。判断能力の回復がない限りなくなるまで、制度活用をすることにしております。

費用につきましては、日常生活支援事業は利用料金が決まっておりますが、成年後見制度は、本人の財産、後見人の業務内容によって、後見人報酬を家庭裁判所が決定するというものの違いがあります。なお、次のような場合には、日常生活事例支援事業から成年後見制度への移行が行われます。

具体的な内容としましては、相続が発生する可能性がある場合、消費者被害から本人を守る必要がある場合、日常的な金銭管理を超える支援の必要がある場合、将来にわたり本人のキーパーソンになる人が必要と思われる場合、若年の精神、知的障害の方などが想定されます。

3ページの上に、具体的なイメージ図を記載してございます。現在、日常生活自立支援事業、つまり判断能力が不十分な人の利用としては、令和2年12月現在で、83人の利用がございまして。

一方、成年後継制度の補助補佐貢献がございまして、判断能力はご覧のとおりでございますが、ご覧の92人、27人、3名といった利用がございまして、判断能力が不十分な方が、場合によっては、成年後見制度の方に移行される場合もあるというものでございます。

3、これまでの権利擁護の取組でございます。奥州市及び金ケ崎町は、基幹社協でございます。奥州市社会福祉協議会への委託によりまして、権利擁護あんしんセンターを設置し、認知症、知的障がい者、障がい等により判断能力が十分でないものの、権利が信頼されることがないよう、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の適切なように関する相談を行ってございます。

しかし、4、課題でございます。権利擁護に係る専門的な判断が難しいこと、成年後見制度

の理解や周知が不十分であり、安易に日常生活自立支援事業で代用していること、家族等がいる場合に、家庭裁判所へ申し立てを行うことについて、親族等の理解が得られないこと、申立費用や後見人報酬を支出することが困難であることなど、成年後見制度の利用には、次のように様々な課題があります。

例えば、ひきこもりの高齢化でございます。両親が介護される状態になってから、引きこもり状態の子どもの相談が表面化してきている。年金の手続等、家族だけでは対応できないケースや、本人が支援を拒むケースもあり、対応に苦慮しております。

また、身寄りのない独居高齢者の増加です。他市町村から移り住む際に、親類縁者がいないケースや、セルフネグレクト状態のケース、地域から疎外されているケース、緊急時の対応や入退院の付き添い等の対応をしてくれる支援者や身寄りのない独居高齢者が増加している状況もあります。身寄りがあっても、関係性が悪く、支援を得られない場合もございます。

民生委員やケアマネが支援しているケースもございますが、支援する側の負担となっており、今後、認知症の進行により要介護状態となった場合、介護サービス施設入所等に係る契約等の身上監護を必要とするケースもございます。

親族がいなく、一人暮らしでいたが、成年後見人制度を利用し、福祉サービスの利用契約をした方がよいケースもあります。

4ページをご覧ください。障がいにより制度理解が得られない場合です。本人の判断能力が不十分であって、本人自身は困っておらず、問題行動も問題と感じていないが、本人以外の親族など周囲は困っており、障害福祉サービスの利用が適当と認められる場合、権利擁護の支援が必要となります。しかし、本人の意思を尊重しようとするがゆえ、障がい福祉サービスの利用に繋がらない、或いは繋がられないケースもあります。

5、国の成年後見制度利用促進基本計画です。成年後見制度の利用促進に関する法律により、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設置等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。

国の認知症施策推進大綱、これは令和元年度の認知症施策推進閣僚会議決定でございますけれども、令和3年度末までの重要業績評価指標といたしまして、例えば、二つの項目でございます。中核機関を整備した市町村数を、全市町村を目標とすると。或いは、市町村計画を策定した市町村数を、全市町村を目標とするというような目標型に掲げられてございます。

6、当圏域における成年後見制度利用促進基本計画の策定状況でございます。令和3年1月に奥州市、金ケ崎町圏域とした計画策定委員会を設置いたしました。奥州市と金ケ崎町の委員を共通にするなど、金ケ崎町の委員との同時開催として進めて参りました。

また、奥州市と金ケ崎町の両計画は、基本方針、施策の目標、体制整備の方針など基本的な事項を共通としており、計画の推進を一体的に行うものとしております。

委員会につきましては、先月まで5回開催いたしました。委員につきましては、7名でございます。弁護士、司法書士社会福祉行政書士、社会福祉協議会、振興局基幹相談支援センターでございます。また、家庭裁判所にもオブザーバーで入っていただいております。

一方、ワーキングとしては8回担当者の打ち合わせを行ってございます。

7、市の成年後見制度利用促進基本計画の概要でございます。まず、計画の位置付けでございます。本計画は、権利を必要とする人が本人らしい生活を守るため、成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とし、中核機関の整備、運営の方針、チーム、協議会の具体化の方針及び助成制度についてのあり方についての具体的な施策等の方針を明らかにしようとするものでございます。

計画期間につきましては、令和4年度からの5年間といたします。

5ページをご覧ください。取組目標でございますけれども、5点ございます。制度の普及啓発研修会の開発などを優先的に進める。速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実する。成年後見人等が不足するため、市民後見人等新たな受け皿を充実する。

成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワーク及び中核機関を整備する。成年後見制度に係る経費の助成制度を充実するというものでございます。

地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備でございます。全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

図をご覧くださいながらご説明を聞いていただければと思います。

ア、地域連携ネットワークでございます。図の全体を指します。地域において、保健、医療、福祉の連携だけではなく、地方も含めた連携を、地域連携ネットワークといいます。基本的仕組みとしまして、協議会及びチームを構築します。

(ア)協議会。こちらは金ケ崎町との共同設置を考えてございます。地域において、各種専門団体、関係機関の協力、連携強化し、地域課題の検討、調整解決などを行います。図の下のところの丸のところでございます。

(イ)チームでございます。ずっと上の方にあります本人の状況に応じ、親族や福祉、医療、地域の関係者、後見人が日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みです。このチームは、一人一人になりますので、1個ということではなく、支援を必要とする人の数だけチームが置かれるというものでございます。

6ページをご覧ください。イ、中核機関。こちらは金ケ崎町との共同設置でございます。この中核機関の設置の主体は、金ケ崎町との共同協定に基づく共同設置とし、運営は、奥州市社会福祉協議会への委託により行うこととします。具体的には、現在委託している権利擁護あんしんセンター事業に、地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を追加するものでございます。名称は、現在の権利をご安心センターとしたいと思っております。

なお、成年後見制度利用促進の進捗管理、コーディネート等を行うためには、専門職の配置が必要であることから、配置する職員については、社会福祉士や権利擁護の経験を有する者を配置することとしてございます。

8、今後のスケジュールでございます。11月に第5回の策定委員会で、計画の素案を了承いただいております。本日、審議会の説明を行ってございます。その後、来月にかけて、パブリックコメントを実施したいと考えてございます。そのパブリックコメントを受けまして、1月に、第6回の策定委員会で最終案を決定いただきたいというものでございます。その後、奥州市、金ケ崎町それぞれ市町村計画の決定を行い、その後、実施に当たっての要綱の制定なり、協定の締結なりということを行って参りたいと考えてございます。中核機関の設置につきましては、令和4年4月1日を考えてございます。協議会の開催につきましては、その後という段取りでございます。

9、県内の取組状況でございます。計画の策定済みの市町村は、表図にございますように、16市町村でございまして、広域で連携している地域もあれば、単独でやって設置して計画している地域もございます。中核機関の設置済みは20市、市町村協議会等の設置済みが19市町村でございます。主に沿岸の方を中心に現在、設置計画が進められてございまして、今年度中に県央、県南の方が計画策定とか協議会の設置が行われる見込みとなっております。令和4年度以降にもずれ込む市町村もございまして、奥州市は、令和3年度を目標としているものでございます。

7ページは用語の説明となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

計画の素案についても添付してございますので、こちらをパブリックコメントに付すものでございます。

説明は以上です。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1点だけ。今の説明の中に、取組目標とここに市民後見人っていうキーワードがあるんですけども、この市民後見人の定義、内容について教えていただければと思います。

(小野寺議長) 高橋福祉課長。

(高橋福祉課長) 市民後見人というものは、多くは現在、司法書士なり、弁護士等が行っていき
して、そういった方々を専門の後見人ということで区分してございまして、そういった資格の
ない一般の方々を、市民後見人というような言い方をしております。現在、社会福祉協議会
で、そういった市民後見人の養成講座を開催してございまして、そちらの養成講座を修了した
方々が、今後の市民後見人となるものでございます。

(小野寺議長) 他に。

< 「なし」との声あり >

それでは、 の奥州市成年後見制度利用促進基本計画については、以上とさせていただきます。

説明者退席のため暫時休憩します。

4 その他 (以下略)

奥州市議会全員協議会

日時：令和3年12月6日（月）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について
- ② 令和3年度奥州市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施について
- ③ 岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について
- ④ 普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- ⑤ 奥州市成年後見制度利用促進基本計画について

4 そ の 他

5 閉 会

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

1 報告（令和3年11月9日開催 全員協議会以降）

(1) 対策本部会議等の開催状況

- ・11月29日（月） 第36回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(2) 岩手県内の検査件数、陽性患者等の状況（令和3年11月30日 15時現在）

<検査件数>

月日	11/25(木)	11/26(金)	11/27(土)	11/28(日)	11/29(月)	11/30(火)
検査件数	195件	263件	201件	50件	138件	174件

※ 検査件数は、前日の検査報告件数

<陽性患者の状況>

累計患者数	内 訳					
	入院中	うち重症者	宿泊療養中	入院調整中	退院療養解除	死亡者
3,487人	0人	0人	0人	0人	3,434人	53人
322人	← うち奥州保健所管内					

<人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数>

岩手県	0人	11/14以降 新規感染者は確認されていません
奥州保健所管内	0人	11/14以降 新規感染者は確認されていません

(3) ワクチン接種の状況（令和3年12月1日現在）

	1回目接種回数	2回目接種回数	計
全体（12歳以上） 104,376人	92,942 (89.05%)	89,262 (85.52%)	182,204
65歳以上 40,129人	37,907 (94.46%)	37,685 (93.91%)	75,592
12歳以上64歳以下 64,247人	55,035 (85.66%)	51,577 (80.28%)	106,612

※ 対象人数：令和3年4月1日 住民基本台帳人口

2 対策本部会議等の開催内容

(1) 第36回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（11月29日開催）

ア 情報共有

① 健康こども部

- ・新型コロナウイルスワクチン3回目接種について

11/26開催の市議会全員協議会の資料により、3回目接種に当たっての方針を説明し情報共有を図りました。

② 生活支援部会

- ・生活福祉資金等の状況について P 5

③ 経営支援部会

- ・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について P 6～10

イ 協議

① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について P 3

11月19日、国において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、これを受けて岩手県対策本部員会議においても、イベント等の開催時に必要な感染防止対策が示されました。

この対処方針の変更に基づいて、市内で開催されるイベントについての方針を別紙資料（P 3）のとおり改正を行いました。

② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた市長メッセージ P 4

市民の皆さまのへの感染拡大防止に対する感謝を申し上げ、全国的にも新規感染者数が減少し、制限の緩和や経済活動の再開を一層進める必要がありますので、県や市の支援事業を活用し、飲食店や宿泊施設等を応援していただくようメッセージを発信しました。

3 今後のスケジュールについて

- ・対策本部会議等については、国・県の動向や県内及び奥州保健所管内での感染状況等を踏まえ開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針

1 イベント等の開催について

(1) 感染拡大防止に必要な取組の継続等

ア 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。

イ 大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

ウ 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、飲食専用エリア以外においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

(2) 収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

2 イベント等の開催制限等について

(1) 参加人数が5,000人を超え、かつ、収容率50%を超えるイベントを開催する場合には、イベント主催者がイベント開催等における感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）をイベント開催日の2週間前までに県に提出し、確認を受けること。

(2) 安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者がホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

(3) イベント終了後、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。

【イベント等における参加人数の上限】

施設の収容定員		5,000人以下	5,001人～10,000人	10,001人以上
参加人数上限	大声なし	安全計画の策定なし	収容定員まで	5,000人まで
		安全計画の策定あり 〔参加人数5,000人超〕 〔収容率50%超〕	収容定員まで	
	大声あり	収容定員の半分まで		

※ 安全計画、チェックリスト等については、令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」を参照のこと。

3 方針の適用期間等について

本対応方針は、令和3年11月29日から適用する。ただし、国内の感染者数の動向、岩手県内での感染者の発生状況等により、必要に応じて見直すものとする。

4 市以外の団体等が主催するイベント等について

(1) 市が後援するイベント等については、この方針を遵守していただけるよう依頼する。

(2) 関係機関及び団体に対し、本対応方針を周知する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 市長メッセージ

11月14日に奥州保健所管内では57日ぶり、岩手県では35日ぶりに新規感染者が確認されましたが、その後は確認されておらず、感染を抑えることができています。

市民の皆さまの感染拡大防止に対するご協力に厚く感謝申し上げます。

全国的にも新規感染者数が減少し、制限の緩和、経済活動の再開が進む中、岩手県は「いわての食応援プロジェクト」「いわて旅応援プロジェクト」「いわて飲食店安心認証店スタンプラリー」を実施しています。また、奥州商工会議所・前沢商工会では市内の飲食店で使えるプレミアムチケット『奥州市飲食店応援チケット「アマビ☆エール」』を実施しています。

これらを利用し、コロナ禍で経済的に大きな影響を受けている飲食店、宿泊施設等を応援していただくようお願いいたします。

飲食店での会食は、できるだけ感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店を利用し、短時間で深酒をせず、マスクを着用して会話をするなど飲食店の感染対策に協力しながらお楽しみください。

年末年始に向けて人の移動や人が集まる機会が増え、感染リスクが高まることが予想されます。また、寒い時期を迎え、季節性インフルエンザの流行も心配されます。

引き続き、手洗い、消毒、常時マスク着用、3つの密を避けるなど基本的な感染対策を徹底の上、体調管理に十分注意し、体調不良の場合には早期に受診いただきますようお願いいたします。

令和3年11月29日

奥州市長 小沢昌記

1 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）／住居確保給付金

(1) 緊急小口資金（11/30現在）貸付額 58,417,000円 +R3 20,250,000円 = 計 78,667,000円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
相談	652	7	110	74	59	72	35	39	23	10	14	16	28	30	24	12	19	18	15	11	25	11
貸付(決定)	446	2	47	36	40	41	23	27	24	7	21	14	20	38	18	14	11	10	10	11	21	11

(2) 総合支援資金（11/30現在）貸付額 79,675,000円 +R3 68,160,000円 = 計 147,835,000円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
相談	307	-	-	10	6	23	15	21	14	12	13	5	13	39	22	13	14	18	25	18	12	14
貸付(決定)	171	-	-	5	2	17	10	5	7	10	12	5	5	24	14	12	8	6	6	11	5	7
再貸付件数	57												1	18	1	1	5	8	7	7	3	6

(3) 住居確保給付金（11/30現在）R2 負担行為済額 3,742,100円 R3 負担行為済額 973,600円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
相談	129	-	9	18	13	7	5	7	3	2	3	4	6	1	8	4	5	7	10	8	6	3
支給	38	-	1	6	6	2	3	1	3	0	5	1	0	2	0	1	0	1	1	2	1	2
延長・再延長	18					1	4			6	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0

※ 暮らし安心応援室 新規相談件数（11/30現在）

	R2年度	R元年度
4月	51件	12件
5月	41件	27件
6月	44件	18件
7月	40件	31件

	R2年度	R元年度
8月	42件	19件
9月	43件	22件
10月	41件	28件
11月	41件	20件

	R2年度	R元年度
12月	34	13
1月	36	25
2月	37	30
3月	74	36

	R3年度
4月	50
5月	45
6月	34
7月	56

	R3年度
8月	32
9月	41
10月	38
11月	29

2 生活保護世帯の状況

11月30日現在

	世帯数	人員	相談件数	内訳の影響と考えられるもの		申請件数 (Aを含む)	
				内訳の影響と考えられるもの	内申請に至ったもの(A)	申請件数 (Aを含む)	内訳の影響と考えられるもの
4月	832	1,056	47	6	2	14	2
5月	832	1,057	29	2	1	7	1
6月	836	1,061	36	2	1	9	1
7月	840	1,067	45	4	1	13	1
8月	840	1,064	56	1	0	12	0
9月	841	1,067	31	1	1	6	1
10月	841	1,067	49	3	1	8	1
11月	831	1,061	53	1	0	12	0
12月	837	1,061	50	10	2	9	2
1月	840	1,067	70	8	2	13	2
2月	838	1,065	64	6	1	13	1
3月	845	1,077	75	7	0	14	0
4月	838	1,073	55	2	1	9	1
5月	834	1,065	45	3	1	8	1
6月	836	1,067	68	4	2	10	2
7月	840	1,069	65	2	0	13	0
8月	838	1,071	50	0	0	11	0
9月	844	1,072	58	1	0	12	0
10月	842	1,069	56	1	0	12	0
11月	845	1,065	54	4	1	10	1
合計			1,056	68	17	215	17

【令和3年度事業】新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（11月19日現在）

【商工観光部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
融資	1	奥州市中小企業融資	民間金融機関	中小企業で売り上げ前年比▲5% セーフティネット証明が必要（市発行）	当初3年間実質無利子。信用保証料金全額補給。限度額：運転2,500万 設備併用3,750万 R3からR7までの利子補給見込額について、基金を造成。	●基金造成額：92,248千円	92,248
補助	2	中小企業事業継続補助金	奥州商工会議所、前沢商工会	市内中小企業者	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている奥州商工会議所・前沢商工会が管轄する対象業種の中小企業者に対して、事業の継続を下支えするため、予算の範囲内で給付金を支給する事業の10/10を補助するもの。 【売上高減少率50%以上】 平均売上高減少額により50,000円～150,000円を給付。 【売上高減少率30%以上50%未満】 平均売上高減少額により25,000円～75,000円を給付。	4月1日から事業開始、7月31日で終了。（申請期限6月30日） 【実績】 ●奥州商工会議所 申請件数871件(894店舗分) 決定871件 給付総額80,600千円 ●前沢商工会 申請件数88件(97店舗分) 決定88件 給付総額8,050千円	198,600
経営支援	3	宿泊促進事業補助		岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部	感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助。 ・市内の宿泊施設に、宿泊者へ2,000円補助	7月6日岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部と補助金交付契約締結済。 8月1日からの宿泊者を対象に予約開始。 【10月31日時点実績】 利用人数36,542人 【9月30日時点実績】 利用人数21,600人	90,000
経営支援	4	貸切バス利用促進事業		市内バス事業者	学校や団体が貸切バス利用時、利用料金の一部を補助することにより、貸切バスの利用促進を図る。 ・補助率：貸切バス運行経費の2分の1以内(30,000円上限)	7月19日市内事業者2者と補助金交付契約締結済み。8月から割引事業開始。 【10月31日時点実績】 執行額6,497,000円 (内訳：広告2件、貸切バス運行・延べ204台) 【9月30日時点実績】 執行額2,911,000円 (内訳：広告2件、貸切バス運行・延べ82台)	12,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
経営支援	5	タクシー利用促進支援事業		胆江地区タクシー業協同組合	<p>新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを割引販売するとともに、タクシー宅配サービス「奥州デリタク」プロジェクトを実施し、需要喚起、利用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーチケット5千円分×7,000冊を30%引きで販売し値引き分を補助する。 ・奥州デリタクは10キロまで500円とし、差額分を補助する。 	<p>8月16日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約締結済。</p> <p>8月23日から事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チケット10月1日販売開始 10月末実績5,951冊 ・デリタク10月末実績303件 <p>【前回実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デリタク9月末実績136件 	15,400
観光支援	6	観光関連事業者支援事業		(一社)奥州市観光物産協会	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている市内観光関連事業者を対象に各種支援事業を総合的に実施し、当該事業者を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣伝広告事業（正法寺&藤原の郷・えさし郷土文化館ジョイント・エンジョイキャンペーン、観光プロモーション事業（正法寺内臨時観光案内所）、事業者の活動を奥州FMや新聞でPR） ・日帰り入浴利用促進事業（奥州・金ヶ崎温泉スタンプラリー） ・旅行業代理事業者支援事業（旅行業代理事業者が企画販売する旅行商品代金、宣伝費助成） ・観光土産品販売事業者支援事業（奥州ふるさと特産品を送ろうキャンペーン） ・観光物産協会ホームページ特設サイト等作成事業 ・バス事業者支援事業（正法寺、藤原の郷等を巡回する無料バス運行） 	<p>7月21日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。</p> <p>8月1日から事業開始予定だったが、緊急事態宣言により、休止。10月から順次事業開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝事業 ジョイント・エンジョイキャンペーン実施 ・日帰り入浴促進事業 実施期間10/1～11/30 ・旅行業代理事業者支援事業 実施期間10/15～1/31 ・観光土産品販売事業者支援事業 奥州市民898名、1,574セット応募あり、抽選の上300セット発送済み。 ・観光物産協会ホームページ特設サイト等作成事業 10月末閲覧回数8,653回 ・バス事業者支援事業 市内観光地巡回無料バス（事業期間11/25～12/5） 	10,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
経営支援	6	観光関連事業者支援事業	奥州商工会議所、前沢商工会	飲食事業者	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている市内飲食店を対象に「飲食店誘客促進事業」(プレミアムチケット事業)を実施し、係る費用の10/10を補助するもの。</p> <p>チケット名称：アマビ☆エールチケット</p> <p>対象：市内250店舗(先着順)</p> <p>概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1店舗につき25万円分のチケットを配布 ※2,500円券(5枚×500円)×100組 ・店舗は2,500円分を2,000円で希望者(お客さん)に販売 ※500円×100組=50,000円のプレミアム分は先払い 	<p>9月24日奥州商工会議所、前沢商工会と補助金交付契約締結。</p> <p>10/6～ 参加店舗募集受付(先着順250店舗)</p> <p>11/1～2/28 チケット販売期間</p> <p>11/1～3/15 チケット使用期間</p> <p>【11/19時点実績】</p> <p>取扱店舗申込件数：247店舗 ※商工会議所224店舗、前沢商工会23店舗</p> <p>【10/31時点実績】</p> <p>取扱店舗申込件数：210店舗 ※商工会議所198店舗、前沢商工会12店舗</p>	15,000
補助	7	おうしゅう企業経営支援金給付事業補助金	奥州商工会議所、前沢商工会	中小企業者	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている対象業種の中小企業者に対して給付金(奥州市地域企業経営支援金)を給付するもの。</p> <p>対象：岩手県が実施する「地域企業経営支援金」の交付を受けた市内中小事業者</p> <p>給付額：1店舗につき10万円</p> <p>想定申請件数：1,150件</p>	<p>9月28日補助金交付契約締結</p> <p>申請期間：10/1～2/28</p> <p>【11/19時点実績】</p> <p>申請件数：502店舗 ※商工会議所455店舗、前沢商工会47店舗</p> <p>【10/31時点実績】</p> <p>申請件数：381店舗 ※商工会議所351店舗、前沢商工会30店舗</p>	119,089
補助	8	おうしゅう安心飲食店支援金給付事業補助金	奥州商工会議所、前沢商工会	飲食事業者(中小事業者)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小事業者のうち飲食事業者に対して、給付金(おうしゅう安心飲食店支援金)を給付するもの。</p> <p>対象：岩手県が実施する「いわて飲食店安心認証」の認定を受けた市内中小事業者</p> <p>給付額：1店舗につき10万円</p> <p>想定申請件数：550件</p>	<p>9月28日補助金交付契約締結</p> <p>申請期間：10/1～2/28</p> <p>【11/19時点実績】</p> <p>申請件数：349店舗 ※商工会議所320店舗、前沢商工会29店舗</p> <p>【10/31時点実績】</p> <p>申請件数：267店舗 ※商工会議所243店舗、前沢商工会24店舗</p>	57,026

【農林部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
給付	1	和牛肥育経営生産基盤支援事業	農政課	奥州市内で奥州市産の素牛を購入した和牛肥育農家 【事業主体：管内両JA】	和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助（素牛落札価格）の2分の1以内の額。 上限：70千円/頭 【対象期間：令和3年4月から令和4年1月】	8月及び10月に牛マルキンが発動。対象牛に対して補助金を交付。また、4～7、9、11月の牛マルキンの発動はなし。 ●実績額（8月：61頭、10月：57頭） 補助金 118頭×70千円=8,260千円	44,308
給付	2	肥育素牛自家保留支援事業	農政課	黒毛和種肥育素牛を自家保留した市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を肥育素牛として自家保留する場合に要する経費に対する補助 20千円/頭 【対象期間：令和3年4月から令和4年1月】	8月及び10月に牛マルキンが発動。対象牛に対して補助金を交付。また、4～7、9、11月の牛マルキンの発動はなし。 ●実績額（8月：27頭、10月：50頭） 補助金 77頭×20千円=1,540千円	5,490
消費	3	意欲ある農業者と飲食店等の連携推進事業	食農連携推進室	農業者、市内飲食店	直接販売を行う農業者と、市内飲食店の連携により市産農産物の地域内流通を促進し農業者の販売チャンネルの多様化を図るため、下記の事業を業務委託により実施 (1)飲食店等へ直販を希望する農業者の育成とリストアップ ・セミナー等の開催 (2)「農家×飲食店」トライアル事業 ・市内飲食店での市内農家の農産物を使った料理提供イベント企画	5月10日 業務委託契約 (2,999,700円) 6月中旬に農業者向け説明会を開催、農業者と飲食店をヒアリングし、マッチングを行った。 ・トライアルイベント 1回目 10月1日~10月15日 ※参加農業者14件、飲食店17店舗 【今後の予定】 ・農産物の品質は飲食店からは概ね好評で、1回目後も引き続き取引に至ったケースもあるが、取引量や配送に関する課題も見つかった。 ・飲食店と農家のヒアリングの結果をもとに、内容を精査し、トライアルイベントの2回目を行う。 2回目 令和4年1月29日~2月13日（予定）	3,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
給付	4	令和3年産主食用米作付農家支援事業	農政課	令和3年産主食用米作付農家	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要が大幅に減少し、米価が下落している状況を踏まえ、営農負担を軽減することにより、農家の生産意欲の向上及び農業経営の安定を図ることを目的とし、令和3年産の主食用米の作付けをする農家に対し補助金を交付する。</p> <p>補助金額＝主食用米作付面積（営農計画書）×116円／アール （R3補助金予算 967,300a × 116円/a ≒ 112,207千円）</p>	<p>・農家への通知 5月28日</p> <p>・申請期間 5月31日～8月末</p> <p>・補助金支払 7月～9月（7/21、8/25、9/29）</p> <p>・対象農家総数 6,002件</p> <p>・補助金支払状況 支払累計 109,694千円、4,930件 申請率：82.1%、予算執行率：96.2%</p> <p>・9/30 書類不備農家へ通知 24件 →提出20件、他書類不備修正2件とあわせ、22件11月29日支払い予定</p> <p>・11/15 書類不備応答なし4件に最終督促</p> <p>【補助金支払状況（支払期毎）】</p> <p>9/29支払（8/31までの受付分） 8,828千円、715件、11.9%（支払件/総数件）</p> <p>8/25支払（8/2までの受付分） 7,190千円、454件、7.6%（支払件/総数件）</p> <p>7/21支払（6月末受付分） 93,677千円、3,761件、62.7%（支払件/総数件）</p>	118,397

令和3年度奥州市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施について

1 目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「感染症の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、（中略）、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給」することとなったことから、当該児童を監護する子育て世帯の生活支援を図ることを目的に、臨時特別給付金を支給する。

（なお、残りの5万円については、クーポンで来春配布とされているが、詳細は未定。）

2 対象児童 16,300人程度

- (1) 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童（中学生まで：約13,000人）
- (2) 9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）（約3,000人）
- (3) 10月以降令和4年4月1日までに生まれた児童の支給対象児童（新生児：約300人）

※国の補助対象は令和4年3月31日までに生まれた児童が対象であるが、昨年度以降の子育て世帯への給付事業において、対象児童と同学年となる4月1日生まれの児童については単費で給付していることから、同様の扱いをする。

3 支給対象者 上記児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者。ただし、児童を養育している者の年収が960万円以上（注：扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。）の世帯を除く。

4 給付内容 対象児童1人につき50,000円。

5 給付時期等

(1) 年内支給（申請不要）

児童手当支給対象児童及び当該児童と同一世帯に属する高校生（約6,500世帯：12,500人）

(2) 1月以降随時支給（原則、要申請。申請受理後、1か月程度で振込）

- ①公務員世帯（約800世帯：1,500人）
- ②新生児（約300世帯：300人）
- ③児童が高校生のみの世帯（約2,000世帯：2,000人）

6 予算 12月議会・追加補正

・事業費	【歳入】 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	815,000千円
	【歳出】 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費	815,000千円
	歳出内訳：50千円 × 16,300人	
・事務費	【歳入】 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	2,368千円
	【歳出】 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費	2,368千円
	主な歳出内訳：郵送料、電算処理委託料、封筒印刷代等	

※実施に要する経費については、全額国庫補助（補助率10/10）

7 スケジュール

令和3年12月14日 給付金支給に係る通知発送（児童手当受給世帯）

12月24日 給付金支給

12月下旬～1月上旬 要申請世帯への通知等発送

令和4年1月以降 申請に基づき、随時、給付金支給

4月15日 申請期限

岩手県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について

1 趣旨

令和3年における岩手県人事委員会勧告に伴う県の対応方針を踏まえつつ、当市の地域性を考慮して一般職及び特別職の給与改定等と同様に、会計年度任用職員の給与改定についても岩手県の制度に準拠する内容で市職員労働組合との労使交渉を実施した結果、「県に準拠する」ことで合意が得られたことから、会計年度任用職員の手当に係る条例の改正を行うものである。

(1) 令和3年の県人事委員会の勧告内容

区分	県	市方針
会計年度任用職員の期末手当	2.60月分→2.45月分（▲0.15月） ※適用は令和4年4月から	県準拠
【参考】 一般職の期末勤勉手当	4.45月分→4.30月分（▲0.15月） うち期末2.60月分→2.45月分（▲0.15月） 勤勉1.85月分→1.85月分	県準拠

(2) 県内近隣市の状況

(単位：月分)

市名	県準拠	会計年度任用職員の期末勤勉手当			
		現行	改定後	差引	適用年月
盛岡市	○	2.60	2.45	▲0.15	令和4年4月から
花巻市		1.05	—	—	
北上市	○	2.60	2.45	▲0.15	令和4年4月から
一関市	○	2.60	2.45	▲0.15	令和4年4月から

2 条例改正の内容

会計年度任用職員の期末手当関係

(1) 改正する条例

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(2) 改正の内容

期末手当の支給月数を現行の年間2.60月分から0.15月分引下げ、2.45月分とし、令和4年4月1日から適用する。

(6月期：1.3月分→1.225月分、12月期：1.3月分→1.225月分)

(3) 改定に伴う影響額

期末手当の支給割合の改定に伴う影響額（令和3年度ベースで試算）

区分	改定前	改定後	差額
会計年度任用職員	189,094千円	178,185千円	▲10,909千円

※一般会計及び特別会計。対象職員は618人

○普通財産建物の貸付けの拡大と奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

1 普通財産建物の貸付けの拡大について

(1) 背景

当市では、これまで法定耐用年数を超えた普通財産の建物について「行政財産等の用途廃止に伴う活用・処分等の判断基準」により貸付けせず、譲渡のみを認める方針でした。しかし、法定耐用年数を経過していてもまだまだ使用できる物件が多く存在します。

(2) 課題

今後、学校統合による閉校も見込まれており、遊休化する普通財産の建物については、財政健全化に資するよう売却や貸付けを進めていかねばなりません。

(3) 解決策

建物を使用する際は、水道や火災報知器等の各種設備も必要ですが、こうした設備は用途廃止すれば撤去、廃止しますので、普通財産とした建物を貸し付ける際は、用途に応じて設備等を設置する必要があります。有償で賃貸する場合、これらの設備は貸主が整備することが一般的ですが、市の支出が増えることを避けつつ、できるだけ貸付けを増やしていくため、普通財産建物を使用するうえで必要な設備の整備を借受人自身が行うことを了承する場合、貸付料を減額することで借受人の負担を減らし、貸付けを増やそうと考えました。

今後は、耐用年数を経過した普通財産建物も貸し付けるとともに、設備整備の自己負担等、一定の条件を了承した場合に貸付料を減額できる貸付け方法により、遊休状態の普通財産建物の民間利活用を広げていくため、条例改正等、必要な措置を講じるものです。

2 奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

(1) 改正要旨

使用を開始する前に必要な費用並びに維持及び管理に関する費用の全てを借受人が負担すること、及び原則として用途又は原形の変更を行わないことを借受人が了承した場合、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる条項を追加

(2) 改正条文案

別紙1の通り

(3) 改正手順

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 市議会全員協議会での趣旨説明 | 令和3年12月6日 |
| ② 改正条例案提案 | 今議会最終日に追加提案（予定） |
| ③ 施行日 | 条例公布の日 |

(4) 減額対象及び減額割合

改正条例（案）の条件を満たせば減額できる相手方は社会教育団体や一般企業等とし、その減額幅はそれぞれ10分の10、10分の5とする。

3 制度改正の周知

条例改正成立後、市HP等で周知する。

奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第2項の規定により、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者に対して普通財産である建物を貸し付ける場合において、次に掲げる条件を全て満たすとき。</p> <p>ア 普通財産の使用を開始するために要する費用並びにその維持及び管理に要する費用の全部を借受人が負担すること。</p> <p>イ 原則として用途又は原形の変更を行わないこと。</p> <p>ウ ア及びビに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

市有財産の貸付料等の減免等基準

平成29年 6 月 2 日 市長決裁
 変更 令和 年 月 日 市長決裁

1 趣 旨

奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条又は庁舎等を貸し付ける場合の取扱基準第2第3項の規定による無償貸付又は減額貸付（以下「減額等」という。）、並びに奥州市行政財産使用料条例第3条の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を適用する場合の基準について定める。

2 適用基準

減額等又は減免（以下「減免等」という。）を行うことができる相手方、用途、減免等割合は、次に掲げるとおりとする。ただし、普通財産の建物を貸し付けるときは3の規定に従う。

	相手方	用途	減免等割合	
			減額等	減免
(1)	国、他の地方公共団体その他公共団体	公用若しくは公共用又は公益事業の用	10分の10	10分の10
(2)	地域団体（地区振興会、町内会等の地域自治組織をいう。）	集会施設等の地域振興の用	10分の10	10分の10
(3)	社会福祉協議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項各号のいずれかに規定する事業の用	10分の10	10分の10
(4)	市が出資又は出捐している公共的団体及び市の事務事業を補佐又は代行する事業を行う団体	事務所の用	10分の10	10分の10
(5)	市有財産の貸付け又は使用許可を受けた者	地震、火災、水害等の災害により、当該貸付け又は使用許可を受けた市有財産をその目的に供し難いと認められた場合	10分の10	10分の10
(6)	主として市の職員を構成員とする法人その他の団体	事務所又はその構成員の研修若しくは福利厚生等の事業の用	—	10分の10
(7)	災害その他緊急時に市有財産を応急用施設として使用する者	災害その他緊急やむを得ない事態の発生した場合の応急用の施設の用	—	10分の10
(8)	公共的団体	公益事業の用（事務所及び来客用駐車場を含む。）	10分の5	10分の5

※ 減免等を行うことができる貸付料又は使用料は、基本貸付額又は基本使用料に限る。ただし、第5号及び第7号に該当するものについてはこの限りでない。

3 奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正に伴う普通財産の建物の貸付けについて

普通財産の建物を貸し付けるとき、使用を開始する前に必要な費用並びに維持及び管理に関する費用の全てを借受人が負担すること、さらに、原則として用途又は原形の変更を行わないことを借受人が了承した場合の減免等割合は下表のとおりとする。

減額表

相手方	用途	減額等の割合
社会教育的団体	団体の主な目的たる事業の用	10分の10
民間団体(一般企業)	〃	10分の5

※ 減額等を行うことができる貸付料は、基本貸付額に限る。

4 経過措置

この基準（一部変更）の施行日以前から契約等によりこの基準の適用を受けているものについては、その契約等期間中はその効力が継続するものとします。

奥州市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関等の整備について

1 措置制度から利用制度への移行

平成12年度には介護保険制度が施行されるなど、従前の措置制度から新たに利用制度への移行する社会保障制度の大きな社会福祉構造改革が行われました。介護などの福祉サービスは、行政から措置されるものではなく、自らの判断で選択し、利用するものとなりました。

しかし、認知症、知的障害等により判断能力が十分でない者が、福祉サービスの利用に当たって契約行為が行えず、サービスに繋がらないといった課題もありました。

2 成年後見制度及び日常生活自立支援事業

この課題に対応するため、平成12年度に成年後見制度及び日常生活自立支援事業が導入されました。

民法による成年後見制度は、判断能力が全くない者等が家庭裁判所の審判により、身上監護、財産管理などの契約行為を行うものですが、後見人の多くが弁護士、司法書士等の専門職が占めており後見人が不足していること、後見人の報酬は家庭裁判所が定めることから高額又は不透明であること、成年後見人は福祉サービス利用を主眼においたものではなく福祉関係者にとってなじみにくい制度であることなど、あまり利用されておりませんでした。

一方、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業の日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な者に対して社会福祉協議会との契約により福祉サービスの利用の支援を行うものであり、利用料金（平均1回1,200円）も分かりやすいなどの利点があります。事業内容及び違いについては、表のとおりです。

(1) 日常生活自立支援事業の内容

福祉サービスの利用援助	①福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き ②福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き ③住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助 ④福祉サービスの利用料を支払う手続き
日常的金銭管理サービス	①年金及び福祉手当の受領に必要な手続き ②医療費を支払う手続き ③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き

	④日用品等の代金を支払う手続き ⑤①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の預け入れの手続き
書類等の 預かりサ ービス	(保管できる書類等) ①年金証書、②預貯金の通帳、③権利証、④契約書類、⑤保険証書、⑥実印・銀行印、⑦その他実施主体が適当と認めた書類 (カードを含む)
定期的な訪問による生活変化の察知《見守り》	

(2) 日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
支援開始	社会福祉協議会 (実施主体) と契約して利用するサービス	家庭裁判所の審判によるもの
利用できる人	対象となる本人が契約の意味、内容を理解できることが必要 ⇒判断能力が不十分である者	対象となる本人が契約の意味、内容を理解できなくても活用が可能 ⇒判断能力が不十分な者 (補助) ⇒判断能力が著しく不十分な者 (保佐) ⇒判断能力が全くない者 (後見)
支援の内容	福祉サービスの利用援助、書類預かり、日常金銭管理がサービスの内容 (代理権の範囲は本人が指定した金融機関口座の払い戻し手続き等に限定。契約の取消はできない)	身上監護、財産管理を行う 判断能力の程度により類型 (補助・保佐・後見) が決まり、後見人等の権限によって代理や取消ができる
支援する範囲	本人の居場所は在宅が基本となっている場合が多い 本人の意思でサービスを終了することができる	在宅に限らず、居場所が変わっても後見人による支援が見込める 判断能力の回復が無い限り、亡くなるまで制度活用をすることとなる
支払に係る負担額	実施主体によって利用料が決まっている	本人の財産、後見人の業務の内容によって後見人の報酬を家庭裁判所が決定する

なお、次のような場合には、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行します。

(移行の具体例)
①相続が発生する可能性がある場合
②消費者被害から本人を守る必要がある場合
③日常的な金銭管理を超える支援の必要がある場合
④将来にわたり本人のキーパーソンになる人が必要と思われる場合 (若年の精神・知的障害の方等)

制度		判断能力	利用者数
日常生活自立支援事業※1		(ある) 不十分	R2年12月 83人
成年後見制度※2	補助	不十分	R3年1月 92人
	保佐	著しく不十分	27人
	後見	(ない) 全くない	3人

※1 介護サービスの利用援助、金銭管理支援
 ※2 身上監護・財産管理に関する法律行為の支援

移行

3 これまでの権利擁護の取組

奥州市及び金ケ崎町は、基幹社協である奥州市社会福祉協議会への委託により、権利擁護あんしんセンターを設置し、認知症、知的障害等により判断能力が十分でない者の権利が侵害されることがないように、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の適切な利用に関する相談を行っております。

4 課題

しかし、権利擁護に係る専門的な判断が難しいこと、成年後見制度の理解や周知が不十分であり安易に日常生活自立支援事業で代用していること、親族等がいる場合に家庭裁判所へ申立てを行うことについて親族等の理解が得られないこと、申立費用や後見人報酬を支出することが困難であることなど成年後見人制度の利用には次のように様々な課題があります。

○引きこもりの高齢化

両親が介護される状態になってから、引きこもり状態の子供の相談が表面化してきている。年金の手続き等、家族だけでは対応ができないケースや本人が支援を拒むケースもあり、対応に苦慮している。

○身寄りのない独居高齢者の増加

他市町村から移り住み親戚縁者がいないケース、セルフネグレクト状態のケース、地域から疎外されているケース、緊急時の対応や入退院の付き添い等の対応をしてくれる支援者や身寄りのない独居高齢者が増加している。身寄りがあっても関係性が悪く支援を得られない場合もある。

民生委員やケアマネが支援しているケースもあり、支援する側の負担となっており、今後、認知症の進行により要介護状態になった際、介護サービス・施設入所等にかかる契約等の身上監護を必要とするケースがある。

親族がいなく、一人で暮らしていたが、成年後見人制度を利用し、福祉サービスの利用契約をしたほうが良いケースがある。

○障がいにより制度理解が得られない

本人の判断能力が不十分であって、本人自身は困っておらず問題行動も問題と感じていないが、本人以外の親族等、周囲は困っており、障がい福祉サービスの利用が適当と認められる場合、権利擁護の支援が必要となる。しかし、本人の意思を尊重しようとするが故、障害福祉サービス利用に繋がらない、繋がられないケースがある。

5 国の成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律により、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。

重要業績評価指標
KPI
認知症施策推進大綱
(令和元年認知症施策推進閣僚会議決定)
【中核機関を整備した市区町村数】全1741市区町村
令和3年度末までに【市町村計画を策定した市区町村数】全1741市区町村

6 当圏域における成年後見制度利用促進基本計画の策定状況

令和3年1月に奥州市・金ケ崎町を圏域とした計画策定委員会を設置しました。奥州市と金ケ崎町の委員を共通にするなど、金ケ崎町の委員会との同時開催として進めてまいりました。また、奥州市と金ケ崎町の両計画は、基本方針、施策の目標、体制整備の方針など基本的な事項を共通としており、計画の推進を一体的に行うものとします。

委員会	【開催状況】第1回1月、第2回3月、第3回5月、第4回7月、第5回11月 【委員】7名：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会福祉協議会、振興局、基幹相談支援センター（オブザーバー：盛岡家庭裁判所）
ワーキング	【開催状況】8回開催 【構成員】市（福祉課、長寿社会課、地域包括支援センター）、市社協、金ケ崎町

7 市の成年後見制度利用促進基本計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、権利擁護を必要とする人が本人らしい生活を守るため成年後見制度を利用できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とし、中核機関の整備・運営の方針、チーム・協議会の具体化の方針及び助成制度の在り方についての具体的な施策等の方針を明らかにしようとするものです。

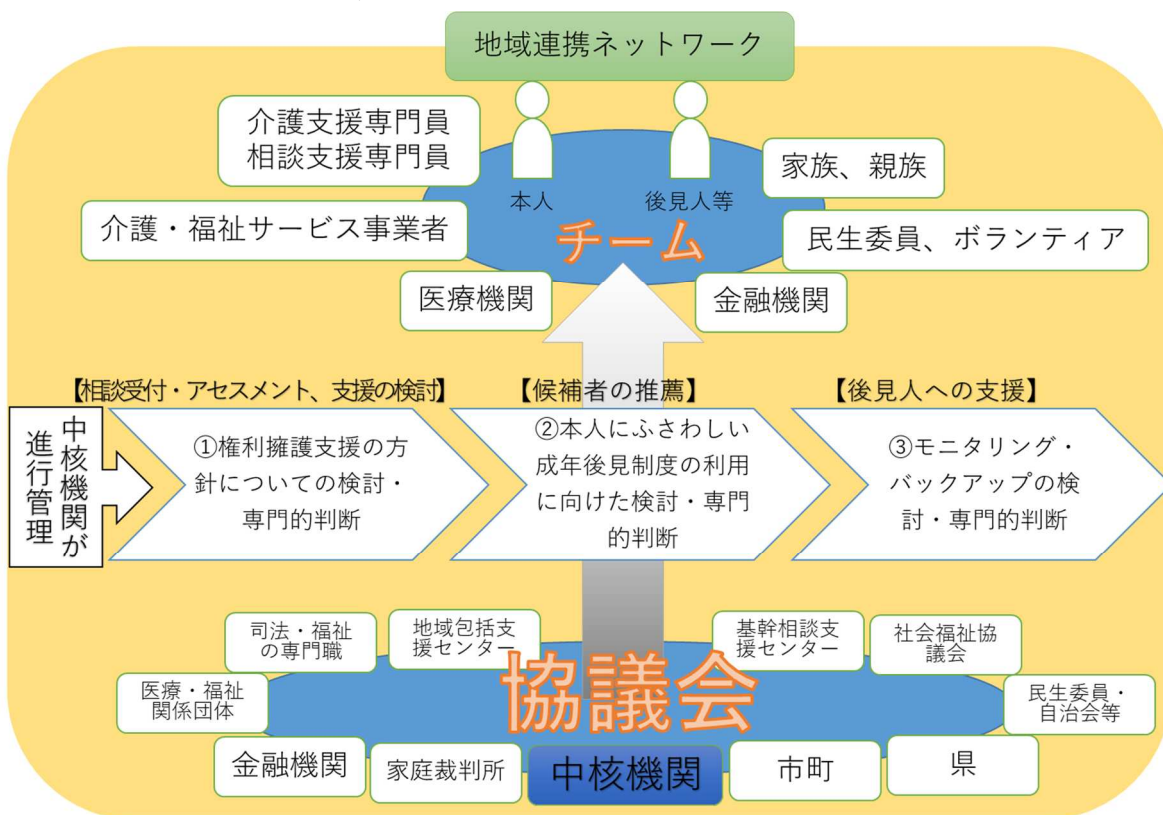
(2) 計画の期間 5年（令和4年度から令和8年度まで）

(3) 取組目標

- ・ 制度の普及啓発、研修会の開催などを優先的にすすめる。
- ・ 速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実する。
- ・ 成年後見人等が不足するため市民後見人等の新たな受け皿を充実する。
- ・ 成年後見制度の利用の促進を図るため地域連携ネットワーク及び中核機関を整備する。
- ・ 成年後見制度に係る経費の助成制度を充実する。

(4) 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備

全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」及び「中核機関」の体制整備を行います。



ア 地域連携ネットワーク

地域において、保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携を地域連携ネットワークといい、基本的仕組みとして「協議会」及び「チーム」を構築します。

(ア) 協議会（金ヶ崎町との共同設置）

地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化し、地域課題の検討・調整・解決などを行います。

(イ) チーム

本人の状況に応じ、親族や福祉・医療・地域の関係者、後見人が日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みです。

イ 中核機関（金ケ崎町との共同設置）

中核機関の設置の主体は、金ケ崎町との協定に基づく共同設置とし、運営は、奥州市社会福祉協議会への委託により行うこととします。具体的には、現在委託している権利擁護あんしんセンター事業に「地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備」を追加するものです。名称は、現在の「権利擁護あんしんセンター」とします。

なお、成年後見制度利用促進の進捗管理・コーディネート等を行うためには、専門職の配置が必要であることから、配置する職員については、社会福祉士や権利擁護の経験を有する者を配置することとしております。

8 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。

年 月	項 目
令和3年11月	同時開催 第5回策定委員会（素案について）
令和3年12月	奥州市議会への説明
令和3年12月～令和4年1月中旬	同時期実施 パブリックコメントの実施
令和4年1月下旬	同時開催 第6回策定委員会（計画の最終案について）
令和4年1月下旬	市・町 市町村計画の決定
令和4年3月	市・町 協議会設置要綱及び中核機関設置要綱の制定
令和4年3月	市・町 中核機関の設立に関する市・町間の協定締結
令和4年4月1日	共同設置 中核機関の設置
令和4年4月以降	共同設置 協議会の開催

9 県内の取組状況

計画策定済み16市町村	中核機関設置済み20市町村	協議会等設置済み19市町村
盛岡市、滝沢市、雫石町、矢巾町、紫波町		
北上市		
西和賀町		
釜石市、遠野市	釜石市、遠野市、大槌町	
	久慈市、洋野町、野田村、普代村	
二戸市、一戸町	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	
岩泉町	八幡平市	大船渡市、陸前高田市、住田町
	葛巻町	
【3年度内】岩手町、花巻市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、宮古市、山田町 【4年度以降】大船渡市、八幡平市、葛巻町、軽米町、九戸村 【未定・検討中】陸前高田市、住田町、大槌町、田野畑村	【3年度内】岩手町、花巻市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、宮古市 【4年度以降】大船渡市、陸前高田市、住田町 【未定・検討中】山田町、岩泉町、田野畑村	【3年度内】北上市、西和賀町、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町 【4年度以降】八幡平市、岩手町、葛巻町、花巻市 【未定・検討中】宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

用語解説

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

成年後見制度利用促進計画（国基本計画）

平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

成年後見制度（法定後見制度）

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

成年後見制度（任意後見制度）

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。

奥州市成年後見制度利用促進基本計画（案）

目次

	ページ数
第1章 計画の概要	1
第1節 基本計画の策定の趣旨	1
第2節 基本計画の位置づけ	2
第3節 基本計画の期間	3
第4節 計画策定体制	4
第2章 現状と課題	5
第3章 計画の基本的な考え方	8
第1節 本計画における取組目標	8
第2節 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備の方針	9
第3節 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	13
第4章 助成制度	20
第5章 評価	21

第1章 計画の概要

第1節 基本計画の策定の趣旨

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものであります。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することでもあります。

しかし、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が求められます。

そこで、今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、その運用の在り方について明らかにした基本計画を策定しようとするものであります。

第2節 基本計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられております。

また、促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、権利擁護を必要とする人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とし、中核機関の整備・運営の方針、チーム・協議会の具体化の方針及び助成制度の在り方についての具体的な施策等の方針を明らかにしようとするものであります。

本計画の策定に当たっては、奥州市総合計画及び福祉分野の上位計画である奥州市地域福祉計画の下、奥州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、奥州市障がい者計画との整合性を図ったものとなっております。

第3節 基本計画の期間

成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は、5年とします。

国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

今般、基本計画に係るKPI（重要業績評価指標）が「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）に盛り込まれました。

具体的には、KPIとして、基本計画の最終年度である令和3年度末までに

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村成年後見制度利用促進基本計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- などと設定されました。

第4節 計画策定体制

岩手県における成年後見制度の利用促進の取組は、広域の連携による取組が進められおり、奥州市及び金ケ崎町においては、市・町を一つの圏域とした話し合いを行ってまいりました。

その結果、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る地域の体制整備の方針については、奥州市及び金ケ崎町を範囲とする広域的な体制整備を進めることとしました。

しかし、中核機関広域で設置する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定することとされております。

そこで、それぞれの市町村計画は、基本方針、施策の目標、体制整備の方針、地域連携ネットワーク等の具体的機能等など基本的な事項を共通の内容とし、策定委員会の委員を共通にするなど、奥州市と金ケ崎町が連携し、両計画の策定を一体的に取り組むこととしました。

令和3年1月20日に福祉関係者及び司法関係者を委員とする奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会及び金ケ崎町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置し、全6回にわたる審議を行い、計画を策定しました。策定に当たっては、令和3年2月には奥州市金ケ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査を実施し、現状と課題の把握に努め、令和3年12月にはパブリック・コメントを実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

第2章 現状と課題

1 現状

奥州市における人口、世帯、障がい者、高齢者、要支援者・要介護者、生活保護被保護者の状況は、次の①～⑤のとおりであります。

①人口及び世帯

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	118,166	116,742	115,365
世帯数	45,017	45,323	45,625

②障がい者

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(身体)身体障害者手帳所有者数	5,130	5,191	5,023
(知的)療育手帳所有者数	1,163	1,182	1,190
(精神)精神障害者保健福祉手帳所有者数	839	873	963

③高齢者及び要支援・要介護者

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者数	39,440	39,712	39,951
高齢化率	33.38	34.02	34.63
要支援・要介護者数(第1号被保険者)	7,512	7,527	7,655
うち認知症高齢者数(Ⅱa以上)	4,910	4,824	4,867

④高齢者虐待

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護者による虐待通報件数	27	15	21
うち虐待と認定した件数	6	6	2
養介護施設従事者等による虐待通報件数	1	4	3
うち虐待と認定した件数	1	2	1

⑤生活保護被保護者

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保護世帯数	791	820	837
被保護者数	1,023	1,046	1,074

2 課題

奥州市において把握している主な課題は、次のとおりであります。

○ 高齢者人口の増加に伴う権利擁護支援需要の増加

高齢者人口の増加に伴う独居高齢者や認知症高齢者の増加に加え、単身化・核家族化の進展など家族形態の変化により家族の支援が受けられず、判断能力が低下した際の入院や介護サービス・施設入所にかかる契約等、必要な医療・介護サービスの利用に支障をきたすケースが増えており、今後も成年後見制度の需要増大が見込まれる。

また、複雑な課題を抱えたケースの成年後見制度利用を検討する際には、日常生活自立支援事業や他制度の活用を含め、制度利用が適切かどうかの判断に苦慮するケースもある。

○ 障がい者への支援が届かなくなる将来の問題

障がい者本人や親・親族等支援者の高齢化に伴い、親等が健在のうちに成年後見制度の申し立てを行うケースはまだ少なく、将来的に身近な親族からの支援を継続して受けることができなくなる可能性のあるケースについて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を検討する必要があるが、制度利用に繋がらない場合が多い。

精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者は増加傾向にあるものの、成年後見制度などの利用を検討すべき障がい者の把握は難しい。

○ 実態把握と普及啓発の不足

普及啓発は十分といえず、成年後見制度の利用者数等だけでは見えない被成年後見人等や親族後見人の状況について、実態が十分に把握できていない部分がある。

また、潜在的なニーズについても把握できていない。

○ 連携が必要な相談受付機関との役割分担

現在、成年後見制度の相談や申し立て支援は権利擁護あんしんセンターや地域包括支援センター、相談支援事業所が行っているが、高齢の障がい者の相談等、窓口間での役割分担が曖昧である。

一方で、介護支援専門員、相談支援専門員などの支援者に対する制度の周知不足があり、また、後見人等を含め、本人に関わる支援者が適切な意志決定支援を行うためのバックアップ体制が十分とは言えない。

○ 低所得者が利用しづらい権利擁護支援

低所得世帯、資産が少ない対象者が成年後見制度を利用する際に、費用負担が問題となり、利用を控える場合がある。同様に、生活保護被保護者が成年後見制度を

利用する場合、申し立て費用や後見人報酬を生活保護費の中から支出することが困難である。成年後見制度利用支援に係る助成制度があるものの市町村長申立ての場合に限られており、助成制度について検討が必要である。

また、成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の委員から意見の聴取を行うとともに、事業所に対しニーズ調査を実施した結果、次のとおり共通する課題が見られました。

把握した課題については、優先して整備すべき機能等の検討を行いながら、課題の解消に向けて取り組むこととします。

第1に、制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的にすすめる必要があります。

第2に、成年後見制度の利用が必要な人が速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実する必要があります。

第3に、現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任されることとなるが、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するため市民後見人等の新たな受け皿を充実する必要があります。

第4に、親族後見人、市民後見人等に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関を整備する必要があります。

第5に、経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 本計画における取組目標について

1 基本的な考え方

本計画は、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すものです。

2 基本方針

成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、また、身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるよう、次の7つの場面毎に地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくこととします。

場面1	制度の広報・周知	場面5	後見等申立て
場面2	相談・発見	場面6	後見等開始後の継続的な支援
場面3	情報集約	場面7	後見等の不正防止
場面4	地域体制整備		

3 今後の施策の目標

成年後見制度の利用促進を図るため、次のとおり基本目標を設定します。

- ① 制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的にすすめます。
- ② 成年後見制度の利用が必要な人が速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実します。
- ③ 現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任され、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するため市民後見人等の新たな受け皿を充実します。
- ④ 親族後見人、市民後見人等に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから、見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関を整備します。
- ⑤ 経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実します。

第2節 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備の方針

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

1 地域連携ネットワークの三つの役割

地域において、次の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組みを構築する必要があります。

(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

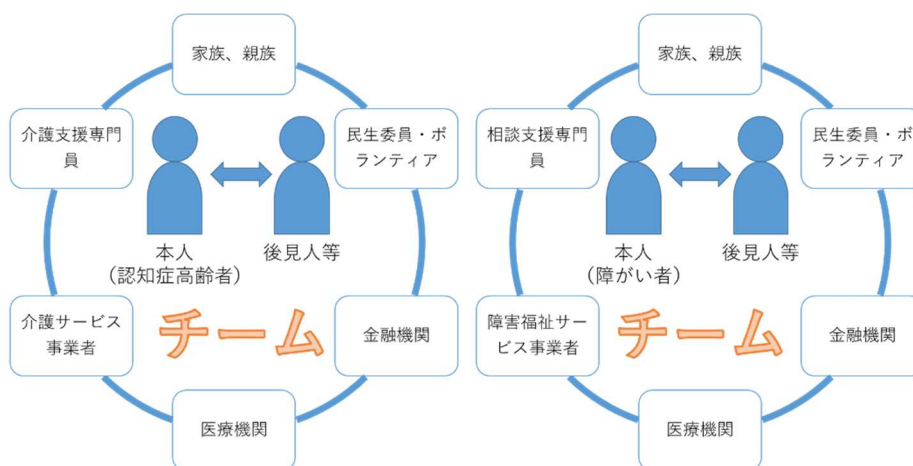
成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

2 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、チーム及び協議会を構築します。

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。



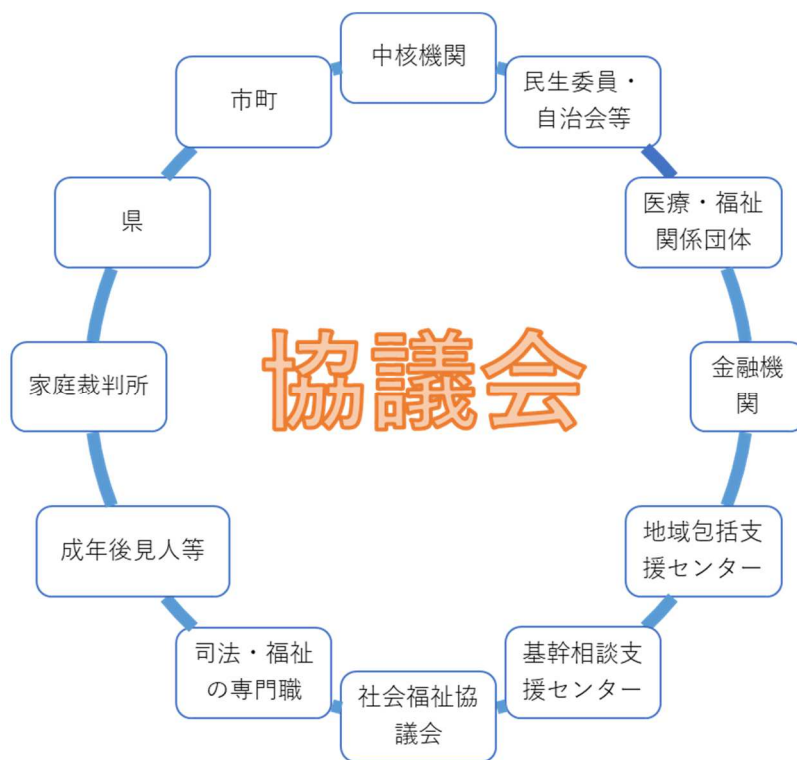
(2) 地域における協力・連携強化のための「協議会」の設置

地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

協議会の構成は、次の団体等により構成されるものとします。

区分	団体等
地域の関係者	民生委員、自治会等 医療・福祉関係団体 金融機関
地域包括支援センター	奥州市地域包括支援センター 金ケ崎町地域包括支援センター
基幹相談支援センター	奥州市基幹相談支援センター 金ケ崎町障がい者基幹相談支援センター
社会福祉協議会	奥州市社会福祉協議会 金ケ崎町社会福祉協議会
司法・福祉の専門職	岩手弁護士会 岩手県司法書士会

	一般社団法人岩手県社会福祉士会
成年後見人等	岩手県行政書士会 岩手県社会保険労務士会 東北税理士会
家庭裁判所	盛岡家庭裁判所（水沢支部）
県・市町	県南広域振興局 奥州市 金ヶ崎町
中核機関	中核機関



3 中核機関の設置・運営

(1) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、奥州市及び金ケ崎町にまたがる区域とします。

(2) 設置の主体

中核機関の設置の主体は、奥州市及び金ケ崎町とします。

(3) 運営の主体

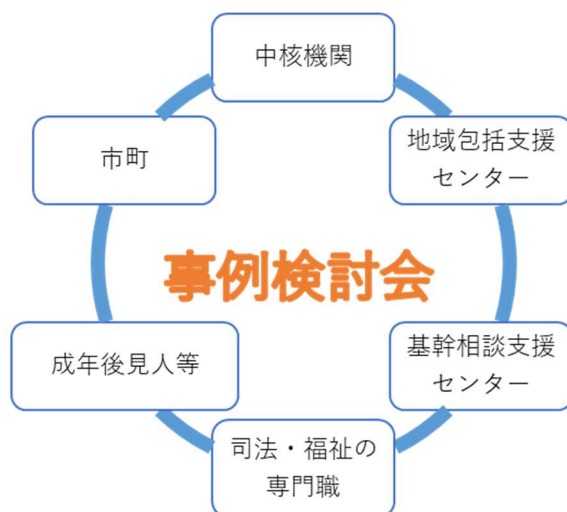
中核機関の運営は、奥州市及び金ケ崎町からの委託により行うこととし、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に共同委託することとします。

委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を奥州市及び金ケ崎町が適切に選定するものとします。

(4) 設置・運営に向けた関係機関の協力

協議会の構成員となる関係者のうち、特に、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体は、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の円滑な業務運営等に積極的に協力することを期待します。

特に、中核機関が進行管理する3つの検討・専門的判断（18頁・19頁参照）に関しては、協議会の構成員の中で事例への助言ができる人、後見を受任する人、事例に関係している人等が集まって、定期的に提出された事例を検討し、受任調整や後見事務への助言を行うため、事例検討会を設置し、定期的な開催のほか随時開催します。



第3節 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

1 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能及び1つの効果

地域連携ネットワーク及び中核機関については、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、「不正防止効果」にも配慮します。

(1) 広報機能

制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的にすすめます。

【主な取組】

- ・制度についてのパンフレットの作成・配布
- ・研修会やセミナーの開催・周知

(2) 相談機能

権利擁護あんしんセンターに集中している相談を地域連携ネットワーク全体で受け付けることで、成年後見制度の利用が必要な人が速やかに成年後見制度を利用できるよう相談窓口を充実します。

【主な取組】

- ・多様な相談者への対応
- ・情報の集約
- ・後見等ニーズの精査
- ・必要な見守りの体制

(3) 成年後見制度利用促進機能

現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任され、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するため、市民後見人等の新たな受け皿を充実します。

経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実します。

ア 受任者調整（マッチング）等の支援

(ア) 親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援で

きる体制の調整等を行います。

(イ) 市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

(ウ) 受任者調整（マッチング）等

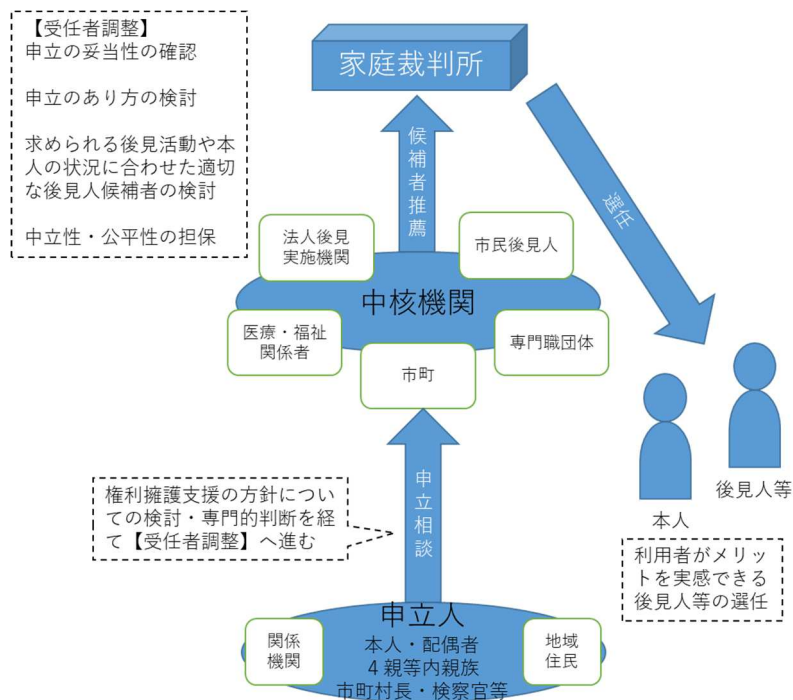
弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるよう努めることとします。

中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備するよう努めることとします。

家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(エ) 家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることとします。



イ 担い手の育成・活動の促進

(7) 市民後見人の研修・育成・活用

市民後見人の育成については、地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むよう取り組みます。

さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねるなどの取組を行います。

(イ) 法人後見の担い手の育成・活動支援

後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となります。

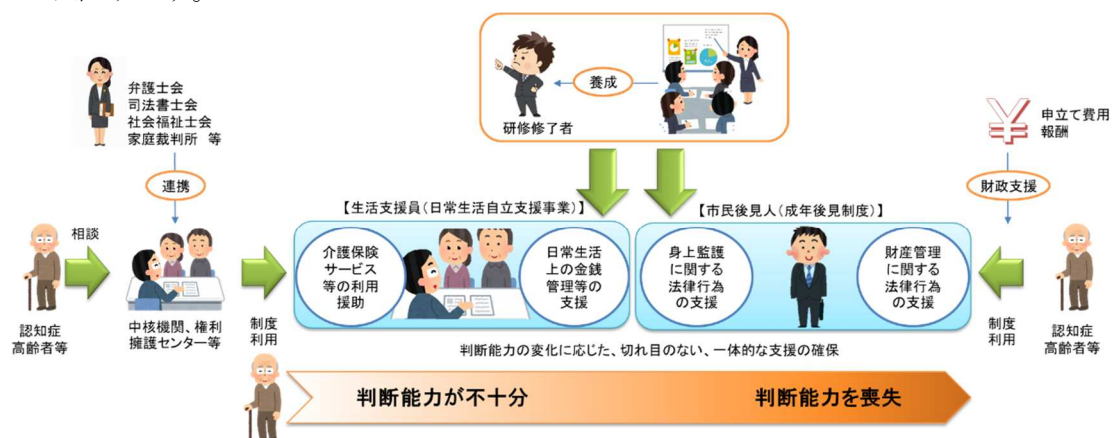
担い手の候補としては、社会福祉法人や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとします。

ウ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められること、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化され、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を進めます。

成年後見制度の利用が必要である高齢者・障がい者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう取り組みます。

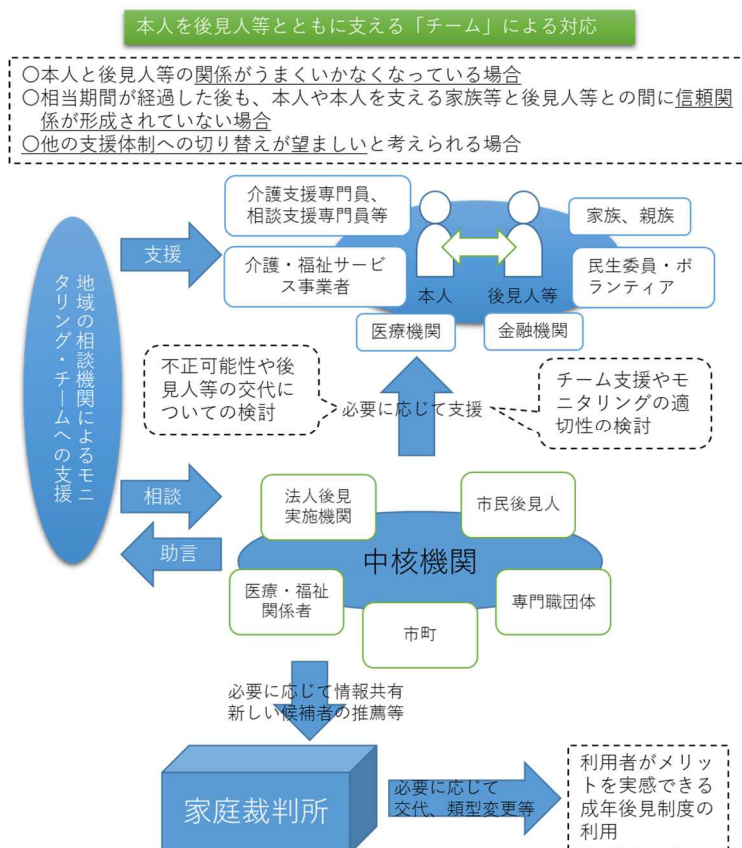


(4) 後見人支援機能

親族後見人、市民後見人等に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから、見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関による対応を行います。

【主な取組】

- ・ 日常的な相談に応じる体制の整備
- ・ 意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援
- ・ チームに加わる関係者や家庭裁判所との連携



(5) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところであり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することにより、不正の発生の未然防止に役立たせます。

2 中核機関の3つの役割（機能）

中核機関に求められる役割として、「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」の3つの機能を位置付けます。

(1) 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

(2) 事務局機能

地域における「協議会」を運営します。

(3) 進行管理機能

地域において次の3つの「検討・専門的判断」を担保します。

- ・権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ・モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

3 検討・専門的判断を行う事例検討会

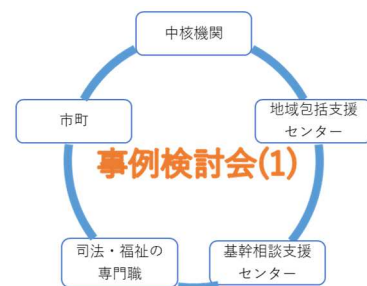
中核機関が進行管理する3つの「検討・専門的判断」については、事例検討会により実施するものとします。

事例検討会は、広域を範囲とした関係者により構成することとしますが、必要に応じて、障害・高齢等の複数の会議体に分けること、または日常生活圏域又は自治体圏域の範囲の関係者による会議体とすることなど柔軟に開催できることとします。

(1) 「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」に係る事例検討会

主に地域の相談支援機関及び司法・福祉の専門職により、次の事項を検討します。

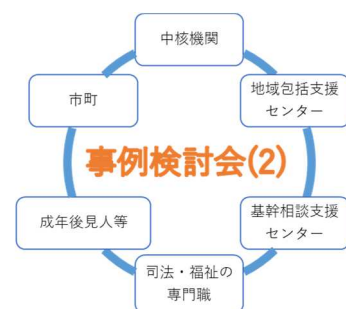
- ・権利擁護に関する支援の必要性の検討
- ・適切な支援内容の検討



(2) 「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」に係る事例検討会

主に地域の相談支援機関、司法・福祉の専門職及び成年後見人等により、次の事項を検討します。

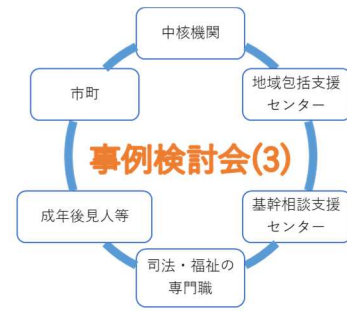
- ・支援内容や適切な候補者などの検討
- ・候補者選任後のチームについての検討
- ・申立に当たっての準備・役割分担



(3) 「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」に係る事例検討会

主に地域の相談支援機関、司法・福祉の専門職及び成年後見人等により、次の事項を検討します。

- ・チームへの支援内容やモニタリングの適切性についての検討
- ・不正の発覚や後見人の交代などの検討の必要性が生じた場合の検討
- ・本人、後見人等からの聞き取り



4 優先して整備すべき機能及び役割について

地域連携ネットワーク及び中核機関に係る4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）、そして中核機関に求められる3つの役割（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）については、段階的・計画的に整備されることが求められております。

全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、「広報機能」や「相談機能」の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備を優先させます。

機能及び役割		具体的な取組	時期
地域連携ネットワーク及び中核機関の「機能」	広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・制度についてのパンフレットの作成・配布 ・研修会やセミナーの開催・周知 	前期
	相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談者への対応 ・情報の集約 ・後見等ニーズの精査 ・必要な見守りの体制 	前期
	成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人が受任できるための支援 ・市民後見人候補者等の支援 ・専門職後見人候補者の推薦 ・市民後見人の受任調整 ・家庭裁判所との連携 ・市民後見人の研修・育成・活用 ・法人後見の担い手の育成・活動支援 ・関係制度からのスムーズな移行 	前期
	後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な相談に応じる体制の整備 ・意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援 ・チームに加わる関係者や家庭裁判所との連携 	中期

中核機関の「役割」	司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。	中期
	事務局機能	地域における協議会の運営	前期
	進行管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ・モニタリング・バックアップの検討・専門的判断 	中期

第4章 助成制度

1 国の考え方

国の会議資料によりますと、成年後見制度利用支援事業の利用にあたっては、介護保険法による地域支援事業及び障害者総合支援法による地域生活支援事業において、

- ① 助成対象の要件を市町村申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ② 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ③ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象であることが明らかにされていることを踏まえた取扱いとすること

との考え方が示されております。

2 助成制度の見直し

全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、助成制度（本人申立て、親族申立て等に対する費用、報酬の助成）の検討及び実施に向けて取り組むこととします。

なお、この見直しについては、奥州市及び金ケ崎町での実施時期を一致することとします。

第5章 評価

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能、そして中核機関に求められる役割については、段階的・計画的に整備されることが求められます。

そのため、協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有するとともに、計画を実行したことの実績・成果についても報告し、段階的・計画的な整備の進捗の評価を行うこととします。

また、必要に応じて中間見直しを行うこととし、計画期間の最終年度においては、課題を整理し、実績・成果として「できていること」「強み」を活かし、計画の見直しを行うこととします。